

第十三回 参議院經濟安定委員會會議錄第十四号

昭和二十七年六月十日(火曜日)午前十一時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐々木良作君
理事 郡 祐一君
永井純一郎君

委員

古池 信三君
大野木秀次郎君
愛知 揆一君
山川 良一君
杉山 昌作君
奥 むねお君
須藤 五郎君

委員外議員

小林 政夫君
下條 恭兵君

衆議院議員

福田 一君

國務大臣

周東 英雄君

政府委員

公益事業委員 松永安左エ門君
公益事業委員 平井寛一郎君
公益事業委員 林 修三君

法務府法制度局長 林 修三君

建設省交通局長 今井田研二郎君

外資委員会 賀屋 正雄君

事務局側 常任委員 渡辺 一郎君
会専門員

常任委員 桑野 仁君
会専門員 佐々木義武君

説明員

經濟安定事務官 佐々木義武君

○本日の會議に付した事件

○外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国土総合開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電源開発促進法(衆議院提出)

○委員長(佐々木良作君) それでは委員會を開会いたします。

本日は第十九回目になると思ひますが、今日の議題といたしましては、先ず第一に外資に関する法律の一部を改正する法律案、ついで国土総合開発法の一部を改正する法律案、それから適当のところから、午後になるかと思ひますが、第三番目の議題としましては、電源開発促進法、以上三つであります。この三法案とも御承知のよう

におのゝ外資に關しましては大蔵委員會と、それから国土総合開発法につきましては建設委員會、それぞれ各委員會と連合いたしました、相当慎重な審議を続けて来たわけであります。が、おのゝ先だつて連合委員會が切

て来たわけでありますので、おのゝ修正その他の他がござりますので、それを含めて一つ御審議をお願いしたいと思います。

先ず外資に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしますが、修

正等のお話のある前に、質疑が残つておりましたならば、先ず質疑をして頂きたいと思ひます。質疑はもうありませんか……。

○奥むねお君 衆議院の速記録で、公取委員會との關係、あれはやはり明らかに結論がつくまでは御説明がしてないやうな感じがしますが、こちらでそれを取扱つたかどうか、あとで又公取と打合せをして、それがはつきり終りまで出ていなかつたと思ひますが、その点如何ですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 外資法によつて、外資委員會が例へば技術援助契約を認可いたしました場合、公正取引委員會がいわゆる独占禁止法によりまして、あたかもその契約を無効にするというやうなことは、只今の法律の仕組

みにおいてあり得ることになつておるわけでありまして、この点を何とか両者を調整するやうな條文を設けてはどうかという小體委員の御意見があつたのであります。その際御説明いたしたのであります。公正取引委員會と申しますのはいわゆる事後審査でございまして、裁判所のような機能を持つておるわけでありまして、事前にこの契約が独占禁止法に抵触するかどうかを判決を下し得る場合もあるわけでありまして、多くの場合はその契約の履行状況が、あたかも独占禁止法に抵触するやうな

ことになつた場合に、それを取上げて無効にするという場合があるものであります。従ひまして外資委員會が認可いたしました場合に、たとへば公正取引

委員會に意見を聞きましても、その場ではどうしても公正取引委員會として意見は述べられないという場合が多いのであります。従ひまして、この両者を結び付けるという場合は、實際問題としてあるわけでありまして、併しなお

およその見通しがつきまします場合には、大体公正取引委員會のほうでは、法律上は事前に意見を述べてはならないという規定にはなつておりますけれども、

も、會議に公取の代表者なんか呼んでおりました。できるだけそのお見通しを付けて頂きます。これなら独占禁止法に將來も抵触する虞はないであらうという確信を得ましたところで外資委員會が認可することでありまして、實際の問題としては、あたかも公取の

ために引つ繰返されるというやうなことは起らないのが通例でございまして、又起らないやうに両者の連絡を緊密にいたしまして、事を運んで行きたいと考えております。

○奥むねお君 今までの経験では、調整がして行けるというお見込みでございまして、あとで非常に困つたというやうなことは、ないですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 今日までのところでは、あとで非常に困つたというやうな事態は起つておりません。

○奥むねお君 何か今までさういふうなものをもとめて経過を御報告なさつたものもおありになるだらうと思ひますが……。

○政府委員(賀屋正雄君) 實際問題として余り問題が起つておりません。

で、それを取上げて一つの報告にしたというやうなものはございせん。

○委員長(佐々木良作君) ほかに御質問ありませんか……。質疑は連合委員會におきましては、相當十分に繰返されま

したので、又この修正案等を審議の際に質疑がありましたら、そのときにも又やつて頂くとしまして、一応質疑を打ち切ります。修正案のお話もあるらしいので御相談いたしたいと思ひますが、よろしくございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは修正意見をお持ちになつておるか、或いは大蔵委員として連合されておるかたでも、委員外発言としてでも結構であります。大体の修正意見の骨子をお述べ頂きます。それに基いて御懇談なり適當な方法で先ずやつて頂いてはどうかと思ひますが……。

○委員外議員(小林政夫君) 私のほうは大蔵委員會において近く決議をしてこちらに改正案を傳達したいと思つておるものであります。これは自由、経済、民主クラブ三派の大蔵委員會における修正意見と御了承をお願いしたいと思います。

第一点は、先般連合委員會において質疑を重ねました新株引受権の問題であります。商法においては何ら明記しておらないので、この新株引受権を譲渡することができるといふことはつきりいたしたい。併しそれは一般的に譲渡することができるといふのではなくて、外国投資家がその国の法律或いは国内法によつて引受けることがで

きないという事情が発生した場合に、それを救済するという意味において、そういう外国投資家に限り新株引受権自体の譲渡を認める、こういうのが第一点です。

それから同様の趣旨で引受ができたために引受権自体は譲渡せずして、親株、旧株を売りまして新株を買入、この改正意見においては買替えという言葉を考へておりますが、旧株を売つて新株に換へる、その場合においては、この提案されておる改正案においては、乗換えは認められておりますが、乗換えの都度この掘置期間の算定の始期というものがその乗替えの時期から始まるということになりますので、買替えという言葉を考へる方が、親株、旧株を売つてその新株を買つたという場合においては、少くとも前の旧株と同数の新株だけには前の旧株を買つた時期から、元本送金の場合の掘置期間の計算の始期をそこまで遡るといふことにはいたしたいと思つております。で、平たく申しますと、従来一万株を持つておつた、それがその一万株を売つて新株を一万二千株買つたということになりました場合には、その買つた一万株については前の一万株を持つた時から元本送金の掘置期間を計算して行く。新しい殖えた二千株については、殖えた時から計算するといふこととでありまして、前から持つておる株数に相当するものについては、前に投資した時期から掘置期間を計算するといふこととであります。

その件と、それからこれは実質上は改正ではないのでありまして、貸付信託法を大蔵委員会が審議をいたした際に、その附則においてこの外資法

の改正をやりました。それは貸付信託に關する外国投資家の投資について証券投資信託と同様の扱いをするという趣旨の改正規定でありましたが、それはこの只今上程されておる外資に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正するといふことになつておりました。これは立法技術的に疑義がありまして、この際我々が修正を考へたので、その修正案に載込んで同様の趣旨を実現したい、こういう趣旨であります。従つて実質的な改正点といたしましては、新株引受権自体の譲渡を認めるといふことと、新らしく言葉を考へて買替えの場合に現投資額、投資株数の範囲だけは元の投資時期に遡つて元本送金の掘置期間を計算する、こ

ういふ二点であります。それから掘置期間が三年といふことになつておりますが、これをいろいろ考へました、全然なくするといふ意見もありましたし、一年にしようといふ意見もあつたのでありますが、又五年といふ意見もございましたが、いろいろ調整をいたしまして、或る程度の掘置期間は現在の日本の情勢から言つてあつたほうがいいと、こゝういふことで二年といふことにいたしましたといふのであります。

○杉山昌作君 今の問題、ちよつと伺ひますが、新株引受権を売つたその代金ですか、これは新株引受権を売つた時から起算してということになりますか。

○政府委員(林修三君) その通りです。代金を送金する場合ですね。

○杉山昌作君 ええそうです。今の新株引受権の譲渡ですが、これはまあ今のお話もあつた通り、日本の商法では認めていない、まるで特別なもので、こゝういふふうなものを商法の改正といふふうなことでなしに、こゝういふふうな特別のところで改正をする。殊にこれはまあ外国人に限りこゝういふふうな新株の譲渡が認められるといふことになると、日本人の株主は認められない。株主が平等に待遇されていいはずなのに、一部の株主だけが認められるといふふうなことになるかと思ひますが、それらについて法制局ですか来ておられるかと思ひますが、御意見はどんなふうなものでございますか。或いは法制局でなくとも外資委員会でも……。

問題になつておりました点二、三点を私から確めておきたいと思ひます。その第一は、国土総合開発審議会につきまして、この国土総合開発審議会と今自由党から提案になつておりますところの電源開発に關する審議会との關係で、法制上及び實際運営上の疑義が指摘されておつたと存じますが、これに對しまして法制上並びに實際運営上どう考へておられるか、先ず承つておきたいと思ひます。

○政府委員(今井田研二郎君) 最初に先ず御質問の中で、法制上の点は別といたしまして、運営上の点につきましては、私から御説明申し上げます。運営上の点につきましては、これ又今まで申述べたかとも思ふのでありますが、大體総合開発審議会におきまして決定いたしました、その後更にこれを政府部内におきまして閣議等において決定いたしました場合には、その基本的な線に基きまして電源開発を進める。従つて基本的なものに総合開発法の運用を考へて行きます、その上でこの線に從ひまして電源開発をやつて行くといふことに大體安定本部内におきましては話が進んでおるわけでありまして、但し総合開発法は現在まだ総合開発計画が決定いたされておらないのであります。今後正式に決定して參るわけでありまして、一方電源開発のほうは非常に緊急を要しますので、総合開発計画ができた上では電源開発ができませんといふことでは非常に困りますので、若し総合開発計画ができておりました場合には、その計画に先だちまして電源開発のほうを進める。総合開発計画が完成しました場合には、その基本的な性格に從ひまして電源開発を進める。

は認めていない、まるで特別なもので、こゝういふふうなものを商法の改正といふふうなことでなしに、こゝういふふうな特別のところで改正をする。殊にこれはまあ外国人に限りこゝういふふうな新株の譲渡が認められるといふことになると、日本人の株主は認められない。株主が平等に待遇されていいはずなのに、一部の株主だけが認められるといふふうなことになるかと思ひますが、それらについて法制局ですか来ておられるかと思ひますが、御意見はどんなふうなものでございますか。或いは法制局でなくとも外資委員会でも……。

○政府委員(林修三君) 実は私どものほうもちよつと相談を受けたこともございまして、まだ詳しく検討をいたしておらなかつたのでございしますが、株主の平等の原則といふようなことも商法にございまして、特殊なこゝういふ外国投資家だけに認められるといふことはまあどうであらうかといふ、比較的常識的な意見を持つておるわけにございします。

○委員外議員(小林政夫君) これは参議院法制局並びに衆議院法制局において我々もその点について疑義がございしましたので十分研究をさせて、その結果として国会において議決を得るならばよろしかろう、別に積極的ないといふわけでもないが、支障はなからう、こゝういふ意見で改正案を提案することになつたわけでありまして。

○政府委員(林修三君) 只今の点補足して申し上げますけれども、勿論この商法と外資法との關係は法律對法律の關係でございますから、別に商法がいわゆる憲法でもないわけにございします。

○委員外議員(佐々木夏作君) 次は国土総合開発法の一部を改正する法律案を議題といたしたいと思ひます。それではこの第二の議題の国土総合開発法の關係であります、これも外資に關する法案と同様に、連合委員会におきまして相當十分な質疑も行われており、審議も進行しておりますので、質疑が残つておりましたならば、先ずその質疑からお始めを願ひたいと思ひます。若しなかつたら私からちよつと質問してよろしうございしますか。

それでは従来の連合委員会を通じて

ある關係で、この經濟政策、産業政策との関連、総合調整という意味で經濟安定本部に置いてあるのだらうと考えるわけであります。これは法制的に見ますと、一応直接的にこの両方の審議會が関連し合うというのが、法律的には書いてございませんけれども、事柄の性質から申しまして、只今經濟安定本部のほうからお答えになりました通りに、運営上この委員の人選とか或いは實際のやり方、これはどちらも安定本部が事務としてやつて行くということになります。そういうことで實際の運営はうまく行くのではなからうか、かように考えている次第であります。法律的に見ますと、一応両方との関連は、両方の條文としては書いてござい

○杉山昌作君　それでそうなりますと、機構改正後のことを考えると、この審議会に国の各行政機関の長が自分の仕事に差支えありと思うときには調整を申入れる。この申入れに従つて審

なつた問題をきめるときには、総合的に考へておるほうを上によつたほうを優先させたほうがいいかというより、分科的に考へておるほうを優先させたほうがいいかというより、うなことで総理大臣が採決に迷うよう

のが總合開発の本来の使命の一つでございませう。そこで成るべくそういう通ぜいします。それは總合開発審議会にかけまして、争いのないようにそこできめまして、それを總理に報告する、總理はその報告

話の通りに大体矛盾しない計画が立ち得ると思うのです。問題は現地における実施の場合に、計画書にそこまでは書けないというふうな実施の場合の問題になるだろうと思うのです。電源開

発法のほうにも実施についてという言葉がある又総合開発法の十三條にもこれは計画の問題じやなしに「円滑な実施に支障を及ぼす虞がある処分」云々ということになつておる。従つて今のお話では計画自体は確かに国土総合計画が主になつてやる、まあ国土総合計画ができてない場合には電源開発計画を先にするというようなことで計画はきつとやうな行くと思ふのです。が、今のような実施の問題で各省間に意見の相違があつたときに問題になつて来るのです。従つてそれは計画を立てるというやうな抽象的な問題でないものから、もつと問題が深刻なことになるのじやないかというのを考える、そこにやはりどちらかを調整するやうなことを考えないと困ると思ふのです。いずれもこれは審議會です。から意見を述べる、内閣総理大臣はそれらの意見を聞いて、こゝういうことですから……併しいやしくも内閣総理大臣が審議會の意見があつたのに、それと逆な決定をするということも如何なものかと思ふのです。実施の場合になると問題になるのじやないかという気がするのです。

○政府委員(今井田研二郎君) 誠に御尤もな御質問でございますが、一応総合開発計画のほうでは相当細かい点までも計画の一環として、少くとも特定地域におきまして而も国が指定しました事業計画につきましては、相当細かい点まで決定して参る。殊に只今御指摘になりました水の紛争のような問題は相当深刻な問題でございますので、計画を立てます際に水処理に關しましては極めて慎重に処理して参りたう。爾後成るべくさういう実施上の場

合におきましても紛争等が起らないやうにして参りたいという方針で臨んでおるわけでございします。で総合開発法のほうで只今御指摘の実施云々という言葉がございしましたが、これは総合開発法で使つております実施の主たる目的は、御承知の通りすでに閣議決定いたしました問題を実施に移します際に、それと異つた処分をする場合のことでございまして、電源開発法とちよつと言葉のニュアンスが違ふやうなふうに使つて思ふのでございします。等しく実施ではございしますけれども、ちよつと説明がくどくなりまして、言葉のニュアンスが違つて参ります。御指摘のやうに水の問題は一番深刻でございします。成るべくその問題は詳細に総合開発計画のほうで取上げて参りたい。主としてそれ以後に起りますことは、言葉が妥當でありますかどう、技術的な問題につきましては、まあ大体電源開発のほうで取上げてやるに考へます。例えば担当者の問題でありますとか、或いは人選の問題でありますとか、さういふ問題は電源開発のほうで取上げて行くようにしたらどうかというところに大体なると思ひます。

○杉山昌作君 私くどく申上げておるのは、たださういふやうな政府部内において決定をするときに、いろ／＼ごた／＼が起きて決定が遅びると、それがために国土の開発なり電源の開発という事業の進展を多少でも妨げるとうなことがあつては困るというだけの話なんです。今のお話のやうにですね、それはまあ政府部内のことだから十分調整してやるからというお考えでしたらそれで結構なんでございします。是非

一つそのやり方をですね、円滑にやるやうに御配慮願ひたいと思ひます。○委員長(佐々木良作君) じや、次にもう一点お伺ひしたいと思ひます。それは特定地域総合開発計画の性格についてであります。第二條第六項によりまして、都府県が内閣総理大臣の指定する区域について作成する総合開発計画をいう。さういふふうに定義してあるわけですが、そして第十條の二によりまして、又は若干修正附加した特定地域総合開発計画を閣議決定することとなつておるわけでありまして、この閣議決定は都府県の作成したものを全体について行われるものであるかどうか、従つてあと條文におきまして例えば十二條、十三條、十三條の二等でありまして、後の條文において引用してあるところの特定地域総合開発計画というものは都府県の作成したものと同議決定したものとをいづれを指すのか、ちよつと條文上不明確になるわけで、その辺を明らかにして頂きたい。更に特定地域総合開発計画は国の計画が都府県の計画か、この点について関係官庁間の中に意見の統一ができておるのかどうか。ちよつとその辺疑問のやうに思われる点もありませんので、今言ひました三つの点を含めて特定地域総合開発計画の性格について一つ解釈をはつきりとしておいてもらひたいと思ひます。

○政府委員(今井田研二郎君) 特定地域総合開発計画の立案はこれは都府県がやることに今御指摘のやうに第二條でなつておるわけでありまして、ただこれは一つの法律体系におきましてはドラフトでございまして、それが閣

議で決定いたされた瞬間におきまして、最高の国の意思として決定されて、国が行政対象として取上げます場合は特定地域総合開発計画というものは閣議が決定した以後のものを言うわけでございます。従ひまして厳密に法律的に申しますと、特定地域総合開発計画というものは閣議決定以前の計画と閣議決定以後の計画とあることになるわけでありまして、その点につきましては、若干法律的な疑義と申します。不徹底な点はあるやうかと思ひます。不徹底な点はあるやうかと思ひます。ただ国が行政対象として取上げます場合には、ただ單に府県が立案したままのものはこれを取上げないで、国が国家意思として決定いたしました閣議決定以後のもののみを特定地域総合開発計画として取上げるというように解釈したいと、かやうに考へておるやうな次第であります。

○委員長(佐々木良作君) 今の問題はこれは解釈の問題でありますけれども、行政官庁間に官庁間の権限的な問題をめぐつてすつきりしない点があるやうに感ずるわけでありまして、まあ今我々の委員会におきましては、一応さういふやうな説明をされたわけでありまして、から、一応の解釈を私どもはさうしておきますけれども、官庁間におきましていろ／＼な問題があるらしいわけでありまして、運用に當りましては十分一つ注意をして頂きたいと思ひます。時間もありませんが、最後にもう一つ伺つて明らかにしておきたいと思ひます。それは十二條に關することでありまして、十二條の特に衆議院で修正を加えられた部分に關することでありまして、これ又官庁間の権限問題に關連

する微妙な問題だと思ひます。従ひまして、こいつは一つ法務府の法制意局のほうの意見を、つまり官庁間の現在のいろ／＼な問題を完全に抜きにしまして、純粹にすらつとこの法律を讀んだ場合の法律解釈を一応しておいて頂きたいと思ひます。その第一は第四項の公共事業関係資金計画というこの中に、公共事業関係資金計画には普通の考へで行きますと、当然公共事業費の予算要求というものを含んでおるというふうなまあ解せられるわけでありまして、これが特別に資金計画という言葉が使つてあります、その辺を含めてすらつと讀んで公共事業費の予算要求というものは入つておるというやうに讀んでいかうか、これが第一点です。これは衆議院におきます修正案の提案理由によりまして、さうだといふやうになつておりますけれども、野田大臣等の話によりまして、何だかその辺がすつきりしないやうにも感ぜられるやうなわけでありまして、成るべくその法律に即して一応すらつと解釈をして頂きたいのであります。なお、實質的に公共事業費の予算要求がここに含んでおるやうなふうに解せられなければならぬ具體的理由がありまして、これは一応省略いたしまして、先ずその点だけを法的に見てどういふやうに讀むのが一番普通かという点だけを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(林修三君) 実は私この修正案をあとから拜見しまして、立案の趣旨等につきましては、はつきり承知しておらないわけでありまして、ただ只今委員長から御指摘になりましたやうな、この條文をこゝで讀みまし

て、大体の推測される解釈というものを申上げてみたいと思います。ここに公共事業関係資金計画ということが書いてありますが、これが今おつしやる通りの予算要求を含むかどうかということでございますが、これはどうもこの公共事業関係資金計画という言葉が使つてあります以上、広い意味におきましての勿論公共事業予算というものの書類の中に含まるべき対象であるかと存じますけれども、ここに書いてあります資金計画という言葉は、その国の予算のみならず、地方が行いますようなもの、或いは起債であるとか或いは補助とか、そういうものをすべて含んだ広い意味の資金計画ではなからうか、かように考えるわけであります。勿論その内容に含まれますものは予算に盛り込まれるべき事項も勿論入つておるだらうと思ひますが、やはり予算要求書とは違つた性質のものではなからうか、予算要求書は御承知のように財政法によりまして、各主務大臣から大蔵大臣に要求をいたす、それを閣議で決定することになつております関係上、その関係がここにはつきり書いてございせん以上は、ここに書いてございまして公共事業関係資金計画といふのはもう少し漠とした意味でございまして使つておられるのではなからうか、かように一応私ここで読んだだけの意味では感ぜられるのであります。

○政府委員(林修三君) 私の申しましたのは、勿論予算要求書、概算要求といふことで、各省大臣から大蔵大臣に出るべき概算要求の内容になります金額、或いは今年、来年におきまして、どういふ公共事業をやるといふ、その予算の内容となるべきようなものも含んではおるだらうと思ひます。併し形式から申しまして、概算要求書ではございせんわけですから、おのずからその内容の書き方も違ひましようし、違つてもいいと思ひますし、むしろもつとそういうものを含んだ、もう少し広い意味の資金計画、かように考えるわけであります。

○委員(佐々木良作君) そうすると、まあ形式の如何にかかわらず、実質的な部分ではそういうものを含むといふふうに、実質的に含めた資金計画と見ればいいという解釈ですか。

○政府委員(林修三君) まあ言葉のとらえようでございまして、国が支出すべき予算或いは補助費とか、資金計画といふ以上は含んでおることは当然だらうと思ひます。ただその分け方が、予算の区分に従つて行かなくちやならんかどうか、或いは予算要求の形式を備えて行かなくちやならんかどうか、そういうような制約はないものと考えます。要するに国、地方を通じて、翌年度におきまして、公共事業関係として行われるべき事業全体の資金計画を書いたものであるならばよろしい、こゝういふふうに考えられます。

○委員(佐々木良作君) 今の問題につきましては、国土総合開発に要する資金の大部分が、実質的には公共事業費予算による建設事業であることは勿論でありまして、公共事業費を抜きに

しては、必要な調整というものは実質上不可能であると思ひます。従ひまして、国土総合開発計画を企画立案する所で公共事業費予算を調整するといふことが実際の仕事として一番妥当であらうと私は思ふわけでありまして、一応の法の解釈もそういうふうにお説めるとするならば、今後の運用におきまして、当局に十分一つそういう意味を含んで注意せられるようにお願いをしておきたいと思ひます。

それから第二点であります。今の公共事業関係資金計画の上の「総合開発に関する」という言葉でありまして「総合開発計画」というのは、この間の連合委員会でも赤木委員からの質問に野田建設大臣が間わず語りかたに答えて、といふのは、赤木さんから大体これは公共事業費といふのは全部大蔵省に移しておつたときのほうが話が簡単で工合がよかつたといふ前言があつたのをそのまま受け入れたのだらうと思ひますが、そいつをそういうふう非常に小さく解しまして、そうして閣議においてもこの総合開発計画といふことを特定地域に関する総合開発計画だけなんだといふふうに、而もこれは條文から見て当然そう読むのだといふふうに言われたわけでありまして、そのまあ実質上の公共事業費全体を大蔵省に移すほうがいいか悪いかといふようなことは、或いは實際上総合開発の中の特定地域に関するものだけを、こゝういふふうに総合開発と今の條文の中で読んだほうがいいのか悪いのか、実質上の内容は別として、むしろこの條文をすらすら読みますといふと、どうしても私はそれは読めないものでありまして、総

合開発計画といふのは当然に特定地域のみでなくて、府県全体の計画に関するものだからこゝういふ法律をすらすらと見れば当然そう読まざるを得ないと思うのであります。今の内容如何にかかわらず、すらすらと読んだときの感じを説明しておいて頂きたいと思ひます。

○政府委員(林修三君) 私は今のお尋ねでございまして、お答えいたしますが、この十二條の四項で総合開発計画と書いてあります関係から申せば、今委員がおつしやりましたように、これが特定地域総合開発計画だけに限るべきものであらうかといふことについて、勿論疑問があると存じます。ただこの十二條自体の條文がどうも特定地域総合開発計画のことが主として書いてあるようにも存するのであります。そうでない部分もあるものであります。さういふ意味におきまして、立案されたかたの御趣旨がどこにあるか、私は実は推測いたしかねるのであります。が、多少そこに疑問の点があるのじやなからうか、これを特定地域総合開発計画といふことに限るといふことは、條文上出て来ることはないと思ひます。十二條の中に一項として入つておるといふことから、この立案された人の趣旨はここにあるのじやなからうかといふことに疑問を差込む余地があるものであります。それから閣議できめ得るというお話でございまして、恐らくそういふふう運用して行きたいといふ御趣旨が主としてあつたのじやなからうかと考えております。

○委員(佐々木良作君) 四項を加えて修正した意図が奈辺にあるかは別にしまして、この條文をすらすらと客観的に

に読みました場合には、十二條だけを讀みまして、第一項のところには確かに特定地域のことが書いてありまして、その場合には特定地域総合開発計画の実施について、そういうふういふやんと限定してあります。二項の場合には総合開発計画の実施について、つまり特定といふことをはつきりと抜いて書いてある、別々に書いてあるわけでありまして、別々に書いてあるわけでありまして、立法者の意思如何にかかわらず、普通に読めば今の四項の総合開発計画といふのは、やはりこのまゝの総合開発計画といふふうに一応は読まざるを得ないと思ひます。さういふ感じが、この十二條自身をすらすらと讀んで、さういふ見方をしても差支えない、当然そう読めると思ふのですが、如何ですか。

○政府委員(林修三君) 文字通り読めばさういふことにも読めるかと存じます。又多少ここで立案者のほうがどういふ意図をされたか私は存じないわけでございますが、文字通り読めば特定地域といふものは入つておりません。この四項だけを讀めばさういふことになるだらうと思ひます。

○委員(佐々木良作君) 解釈を求めても、大体の読み方はさういふことだと思ひますので、これも念のため一つ今後のこの主務官庁になる安本の方々に注意をしておきたいと思ひますが、これはこの総合開発計画といふのは十分御承知のように、公共事業費予算を含む資金計画を立てて、所要の調整をすべしと記述して、特定地域関係だけを切離して計画したり、調整したりすることは實際上不可能であり、又殆んど意味がないことになると思ひます。

従いまして、特定地域計画は全体計画の部分として、総合計画の、全体の計画の部分として立案されなければならぬ、又所要資金も公共事業費の予算も含む全体の資金の計画の一環として見ないといふと、実際問題として非常に困つて来るのじやなからうかと思ひます。今のようない問題は、各官庁間の権限の問題から妙にいさこさいたしてありますけれども、実際に即して、そうして條文をどう握ね廻さずに、喜んで仕事ができるように今後十分一ツ氣をつけて頂きたいといふことを特に私から要請しておきたいと思ひます。

総合開発法の一部を改正する法律案につきまして今質疑を行なつておつたのであります、大体連合委員会におきまして質疑も十分行われておりましたので、補足的に今解説を成るべく明確にする意味で三つの質問をしたところでありました。ほかに質問がありましたらどうか……特別今ありませんでつか。若しないうでしたら、これではつきりと質疑を打切らうというわけでありませうけれども、大体審議も了したと思ひますので、先ほどの外資法案と同じような扱いをいたしまして、次の委員会におきましては、でき得れば最終的な討論、採決といふことにもなろうかと思ひますが、十分にそれを御了承の上、そのときでも又質疑があればやつてもいいと思ひますが、そういうことに取運ぶことに御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) なお、私も先ほど申し上げましたように、建設委員会では各会派とも出席されておるはず

になつておりますけれども、或いはどこか不備な点も残るところもあるかも知れませんから、大体の今日の様子を各会派に知らせまして、各会派に知らせた後にこの法案の処置をしたいと思ひますから、御了承願ひます。特に御発言がなければ、電源促進法案関係は一つ午後二時に廻しまして、この辺で休憩したいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは休憩いたします。

午後二時二十一分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(佐々木良作君) それでは午前中に引き続きまして会議を開きます。

午前中の委員会におきまして、外資に関する法律の一部を改正する法律案、並びに国土総合開発法の一部を改正する法律案につきまして、質疑その他の審議をお願いいたしました、午後は引き続きまして、九日で連合が打ち切られました、この委員会に持帰られました電源開発促進法案につきましての質疑から始めて頂くたいと思ひます。なお皆さんに御了解を得たいと思ひますが、連合委員会のおきに質疑を残さず、丁度都合が悪くて出席されなくて質疑の機会を與えて頂きたいという下條君からのお話がありますので、委員外発言として先ずこれを許すことにいたしたいと思ひますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) 御了解をお願いいたします。では質疑を始めて下さい。

○委員外議員(下條泰兵君) 昨日の連合委員会に、私宛のほうの余儀ない用件がありましたので、残念なことに大急ぎで馳付けられた散会直後に参つたようなわけであります、且又佐々木委員長の特約の配慮で長い間連合委員会を続けて頂いたこともこれ又感謝に堪えないことでもあります。今日又特別に委員外発言の機会を與えて下さいますことに對してお礼を申し上げます。この場でございしますが、私は先般資料をお願ひしましたところ、公益委員会から只今資料が出て手許にも頂いたのでありますけれども、何しろ厩大で、私素人でもありますので、今日は一遍にこれは消化し切れるかどうか甚だ疑問に思ひます、必要によりましたならば、更に又もう一回お願いしたいと思ひますので、あらかじめこの点をお願い申上げて置きます。

公益委員会の松永委員長代理にお尋ね申上げたのですが、私は実は先般提案者側から頂いてる資料に基づきまして、これに對して公益委員としてはこれと全く同じ考えを持つておられるか、それとも又別な案を持つておられるかといふことをお尋ねいたしましたのでございします。なぜ私がこういうことをお尋ねいたしたかと申しますと、私どもは九分制に反對して参りましたし、今も九分制されたことにつきましては、残念なことをしたと考へておる次第であります。併しなから、今この促進法案が提案になりましたといふことそれ自体は、その根本的な問題と切離しまして、早急に電力を豊富にしなければならぬという緊急の情勢に即応するものだと思ひます。従つてそういう観点から、どの方法が一番早

く電気が作り出されるかという立場に立つての検討も重要な要素であらうと考へておるのであります。そういう考へ方で、私はこの法案は十分審議してみれば必要があると思ひますし、従つてこの法案の對象になる電源に對しまして、どの様式が最もその目的を達するに適應した計画であるかといふことの検討も必要であらうとかういふこと

の検討も必要であらうとかういふこと、それでは公益委員会側の資料に基づきまして、実は相當詳しく御説明も頂いたのでございしますが、松永委員長代理から、この冒頭に「見直しについて」の経本配分の参考資料が計数的に見て妥當なものであるかどうかについて、即ち開採地点の選定の仕方、低利の政府資金の流れるルート等特殊な社の方に限定する等の基本的な考へ方については、異なつた立場からはいろいろな批判が際限なく行ひ得るものがある。この書いて逃げておられるのは、異なつた立場から考へて、こういう案もあるといふことをお示し願つたほうが、我々はこの法案の審議をするに際して参考になると、こう考へておつたのでございしますけれども、先般は技術長さんやその他で、公益委員長も委員長代理も見えませんでしたから、私はその点はお伺ひしなかつたのであります。私が、私がお尋ねしたいのは、むしろこの提案者の提出された資料に基づく計画以外の計画があつたといふれば、それと比較してみまして、どつちが早いのか、どつちが安くできるか、こういうふうなことの検討をしたい。こう考へておるのでありますから、その上におき

まして、松永委員長代理から一つこの提案者のほうの資料にこだわることなしに、これは安本の計画であると聞いておるのであります、公益委員会としての計画をお持ちであることを思ひますから、一つ御遠慮なく、公益委員会の案に従えば、これ／＼の計画でいろいろふりにして、いつ頃までにどれだけの電気が出せるかといふことを先ずお伺ひしたいと考へるのであります。

○政府委員(松永安左衛門君) 昨年経済閣僚と公益委員会の連絡のありまして、少し前に、公益委員会の考へ方をきめて、これをその当時存在しておりましたGHQ方面にも説明に行き、又閣僚懇談会においても公益委員会の考へ方を申上げるつもりで、その当時原稿を作成したものがあつた。これは全文読上げますことは煩雜でございしますけれども、只今の御趣旨によつて公益委員会が電力開発促進に關してこゝうなければならぬものだといふ考へ方を昨年十二月末にきめ、一月九日の閣僚懇談会において、又その後の連絡会において御説明しましたのも、この趣意が大概になつております。大分時間がたつておりますが、その間御説明を申上げる機会がなかつたのであります。だん／＼御会議も度を重ねられ、殊に本日は経済安定委員会が、今御質問があつたのであります、その当時のことをそのまま率直に、且つ考へが何ら變つていないことをむしろ申上げたほうがよろうと思ひますのであります。細かいことは技術長が参つておりますが、大体の所論について考へ方だけを申上げて御参考に供しておきたいと思ひます。

電源開発計画を樹立する上において最も重要なことは、将来における電力の需用を如何に想定するかという点であるが、これには最近における需用の増加傾向の実態を十分反映したものでなければならぬが、同時に産業用需用と非産業用需用との構成比率についても十分検討する必要がある。而してこの総量を増加する電力の需用に對し、極力電力の供給とマッチせしめるためには、供給力の策定に當つては、具体的に、且つ周密的な検討を要する次第である。速やかに電力の供給を増加するためには、火力発電所の増強も必要ではあるが、我が國の石炭事情を考慮する場合、これに大なる期待をかけるべきではないのでありまして、天恵の富源たる水力においてこれを求めるのは第一の次第であります。従つて電源開発地点の選定についても、最も関心を拂わなければならぬところであり、而も電力の需用構成とも照合し、常に各地域間のバランスを失わぬよう考慮する必要があります。又速かに電力量の増加を図るためには、新規地点の開発と並行して、既存の発電、送電等の諸設備に對し、絶えず補修改良を施すことが必要であり、殊に送電施設については、電力量の約三割を占めるロスの現状を改良するため格別の措置を講ずることが必要であります。念のために申し上げておきますが、十二月末約三割あつたものが、現在はロスは半分減つたといつておりますが、その当時の状況を述べた次第であります。而してこれら電力の増強に對し、最も重大な使命と責任とをになうものは、電気事業再編成の趣旨に徹して明らかなことと、本年五

月一日に新たに発足したる九電力会社であり、その多年に亘る貴重な経験を基礎とし、その上に周密的な検討を加えて立てられた電源開発計画その他電力増強に関する諸計画は最も尊重すべきものであります。公益事業委員会としては、これらの諸計画に對し、更に計画の適合性と効率性との見地から検討を加へ、且つ経済安定本部その他の関係政府機関とも緊密な連絡をとり、迅速にして確實なる電源開発計画を決定し、これが実現に邁進してゐる次第であります。而してこれがためには、國、地方自治体、電気事業者或いは自家用発電、電気使用者等、それらの特性と機能とに應じ、相互に調整されたる関係において相共に計画達成に努力すべきは勿論であります。工事の能率、技術、経験、組織、機動性等に徴し、電源開発担当の中核は民間事業たる電気事業会社におくべきことは上述の通りであります。右の基本方針の下に、更に電源開発の促進を急務ならしめるために、資金の確保、水利の調整、事業の助成等の見地から左記の措置を講ずることを必要とする次第であります。これのあとにこの方法論についていろいろあります。これは省略いたします。この開発の方法について九電力の力の及ばない総合的の開発会社は、二社又は三社以上の共同出資及び協力によつて開発会社を作り、その資金と機能とを併せて速かに大水源地帯の開発を図るために、一方九電力各々自分の地域をやつておきます以外に、只見川、熊野川、吉野川、天龍川、この四地点につきまして早期開発の手続を進め、且つ外國のO.C.I.の調査又は専門外國技術者の調査並びに電源調査会の調査によ

りまして、この四地点についてそれぞれ地質の研究、電源開発の方法、資金並びにその運営、発電電力を如何に關係会社で処理するかについて目下話を進めております。順序としては、天龍川の調査が最も進行いたしておりますので、天龍川の創立につきまして、中部電力と東京電力との間の五十サイクル、六十サイクルの間の電力の調節を最も急務とします。又調査も行届いておりますので、これを兩社の協力によつて創立していただくことに御盡力を公に願ひます。又調査もお願いし、阿社ともお引受になつて御盡力になつております。若しこれが一通りの資金案並びに収支案を得ましたならば、速かに只見川に移り、熊野川に移り、四國に移るといふ順序を以ていたしますが、これは四カ地点に限つて、それ以上何もせないとはいへない、ただ差当り調査の進行の状態と、それから前に申し上げましたように、各地区の電力のこの三、四年或いは五年の間に起る不足を最も早急に充填するためには、この四カ地点に先ず中心を置いたわけであり、まするけれども、その他におきましては目下調査を進め、或いはボーリング地質検査等をやつておる箇所は数カ所に亘つております。これも一社でできることは成るべく一社でやつてもらふのですが、一社の力の及ばぬものは数社協力してやつて頂く考えで構想を練つております。資金につきましては、もとより各自が資金を出しますけれども、これは自分の仕事としており、更にこれまでもやるといふことは資金面においては非常に困難であることは申し上げますまでもなく皆さんの御承知の通りでありますから、無論政府におい

ても旧來九電力を補助育成して頂いたような意味において、この大地点についても同じく政府の保護育成といふことをお願いしたいと考へるのであります。なお根本の問題として、どうして将来電力料金のコストの永久的な減少といふことは、金利の安いこと、それからその金が長期に亘つて借入れが安定して得られること、この二点を考へまして、もつぱらワールド・バンクと俗に申しますが、世界開発銀行にお願いするつもりで、それとアメリカにありするO.C.I.の關係者、及び私どものしております仕事について金融界に最も力を注いでおる方面のかたんに、それぞれ案ができた次第、收支の状態、成功の日がいつ頃で、どういふ状態であるといふことを細かく英文に書いて、それ、部分的に送付することを、目下兩者の創立委員で天龍川において図つておられます。他も同様、或いは一月遅れ、或いは一月半遅れにおいてそういう手数を進められることと考へております。それから税金の問題そのほかについても、いろいろの地方税、或いは電源を起しましたところの地方税が新税となつて固定しますこと等に對して、甚ださういふ開発のほうで苦慮いたしておりますのであります。これは何ら未だ政府にも議會にもどちらにも十分の陳情はしてないかと思つております。

それから次に一番必要なことは、水利法の問題であります。これは參議院委員会、衆議院委員会においてもたびたび出席して、皆さんもこの問題について非常に御研究になつておることについて私も共に研究して考へております。これも一言にして申し上げてみたいと思ひますのは、河川の水の利用は農業、殊に灌漑、或いは電力の発生、或いは運輸、山林事業等に多大の關係がありまゝるので、総合的にその効果を挙げ、國土の保全、管理、産業、民生の発達に至大の關係を持つておりますのでありますから、この水利の調節は水利調節委員会といふ、むしろ司法的の性格を持つた、つまり仲裁、調節或いは裁判のできる司法的の性格を持つたものが内閣の外務の委員会に屬して、そこに多少の事務局があつて、そして建設省から起る問題、或いは建設省と地方、県と起る問題、或いは電力会社に起る問題、それらについて、或いは建設省は建設省として、或いは県庁は県庁として、農林省は農林省として、それ、行政官庁の権限を損なふことなく、その総合する点において如何に國家のために必要な方法を講ずるかといふことは、どこかそういうところで調節する一種の調節機能といふものが、司法的の性格を持つたものが各自の行政的機能のほかにあつて、水利権の調節をされるほうが、水利法を制定し、或いはその水利の権限を或る省に専任せしめるというよりは、むしろ争ひを少くするのじやないかといふ考へを以て、水利調節委員会を内閣において特別に作つて、総合的に水利の紛糾複雑に對して裁定或いは仲裁するところができたならばよくはないかといふのが私どもの昨年末からの構想でございます。右で構想の大体を申し上げました。右で構想の大体を申し上げたことが自由党の御提案或いは経済安定本部のお考えと一致している点も多々あることと信じてお

りまするが、中には或いは御意見を異にしているかと思ひますが、これは最近になつてかようなことを申し出したわけではなく、私のメモによりまして、二十六年十二月十九日にこのプリントができております。これが大体でございまして、若し構想といへばこれが公益委員会の構想であります。殊に外資については、その後の私どもの調査もやはり民営を基礎としたプロジェクトごとの確実な基礎において、ワールド・バンクと話し合ひができる可能性が他の御構想より多いものでありはしないかと確信している点もいささかも微動いたしておりません。これを申上げておきます。繰返して申上げますように、電力の需用想定と申しますことは非常に困難なことでありまして、各需用の変化もまち／＼でありますけれども、直ちにその需用についてそのまゝ行けるものでもない。然らば需用は動いても発生電力の根本をきめないというわけに参りませんので、大体に九会社ができるだけのことを今計画を立てております。その計画の大体について技術長が説明いたします。そうして更に第一点の開發をこの際早急にやらなければ、この区域間の調節或いは地域差というものがいつまでも片附かないで、始終複雑を来すということも、公益委員会並びに技術顧問団或いは電源開發調査会又は外国顧問団等についてそれ／＼意見書をとつて、そのバランスの動きを最も的確に調べておるつもりでございます。で、九会社の今やつておりますこと及び新しくそれだけや足りないもので、どうして大きな地点の開發を早急に急ぎたいという点について、數字上の説明を平

井技術長から申上げたいと思ひます。○委員長(佐々木良作君) ちよつと待つて下さい、質問をしようところにて要求されたのですか。

○委員外議員(下條泰兵君) 只今松永先生からも非常に広汎に亘つて御説明頂いたのでありますが、今私が伺つたところによつて、非常に大きな根本的なことで違つておるのは、この法案に基く一社案に對して、二社或いは三社の共同による教社でやるという案をお持ちのようでございます。私はその点で御尋ね申上げたいのは、この資料を頂いたのでありますが、実はまだ頂いたばかりで拜見してございせんけれども、どこかに表が入つておるかと思ひますが、この一社案でやりました場合と、それから今の公益委員会の構想に基く教社でやる場合と、私はまあ冒頭に申上げましたように、私はそれは全一社が一歩いいと考へておりますけれども、早急に電源を開発するといふ建前から、一社でやつた場合と、教社でやつた場合と、その利害得失を検討してみたいと思ひるのであります。ここに安本の資料に基いて資金の量、それから事業計画に基いて資金のこの教社でやる公益委員会の構想に従ひましたならば、この五年間において大電力の開發が、同じ五年間としたならば、教社のほうが何割くらい余計はかかるかとはどうやらかといふ点を一点伺ひたいと思ひます。

○委員外議員(松永安左衛門君) 平井技術長からお答え申上げますが、大体の趣旨は、私はその電力再編成の趣旨に基いて、電氣担当者が相集まつて、力を合せてやるほうが、新規に一社を作りになつて、新規に組織をお作りになるより早くできるということを感じております。

○委員外議員(松永安左衛門君) 要点を簡潔に御答弁願ひたい。

○政府委員(松永安左衛門君) 只今お尋ねのうちに、まだ庄川の上流において開發会社でやりたいものを持つておりますが、目下調査をいたしてございまして、それから四つの地点を申上げたうち、四国の吉野川の上流のダムは相當大きな高いダムでありますし、地質調査に相當時間がかかると思つております。これを除きますと、他の三か地点は大体にUICの調査も、或いは他の外国の技術者の調査も、内国の調査もすんでおりますので、年内に諸般の準備を整えて着工に取りかかりたい、又取りかからねば遅れるものであらうと考へておる次第であります。

○委員外議員(下條泰兵君) それでは提案者の福田代議士でも結構でございますし、安本長官でも結構でございますが、一社案でやりましたならば、この熊野、天龍、只見三地点はいつ着工できることになるか、一つ見通しを伺つてみたいと思ひます。

○委員外議員(福田一君) 私どもはその三地点とも年内に着工できると思つております。

○委員外議員(下條泰兵君) 今松永先生からは会社の創立の計画や何かそれぞれ何があつたのですが、福田代議士は極めて簡単に一言で片付けておられますけれども、この法律に基くと、審議會ができたらい／＼な調査が必要であつたりすると思ひます。又この特殊会社は、提案者なり政府のほうでは首脳部の心構えなんかは恐らくあるべきだらうと私は想像いたしますけれども、そのほかのスタッフその他については全然まだ準備も何もないのだらうと思ひます。そういうときに、松永先生が年内におれのほうはやると言つたからといつて、提案者のほうもすぐそこです、一社案でも年内に着工するとおつしやるのでありますが、もう少し具体的に、この法案が成立したらばいつ頃までには会社ができ、審議會の諸般の手續などもどれくらいかつたらきて、そしてスタッフはどれくらいか、もう少し事業計画的に詳しく御説明願ひないでしようか。

○委員外議員(福田一君) 決して簡単に実は御説明申上げるつもりで申したわけではないのでございまして、法案が通りますれば、恐らく設立委員会というものが任命いたされまして、すぐ会社を設立する準備に着手いたします。一カ月以内に会社が成立するものと我々は予定をいたしておるのであります。まあ法案の通過する時期にもよりまして、少くとも七月にはそれができます。これと並行いたしまして審議會が設置せられ、又委員が任命いたされまして、審議會の第一回がその前後において行われることになると思ひます。そうすれば、一方において会社はもういたしまして、もう一方に人々を集める面或いは電力会社に對しての他に協力を求める点等を明らかにいたします。そして行く

と審議會の議事と並行いたしまして、九月頃には大体のそういう面の準備が

できて参ります。そうしてそれから着手するということですが、その着手地点で、私たちが試案で挙げておきますところの只見川の地点にしまし、天龍川等につきましても、大体調査も進んでおるところでありますから、資材その他人員の整備ができれば、着工できる地点を具体的に挙げておるわけでありまして、試案を御覽下されればそれがわかるわけでございます。こういう意味合で、私たちは年内にも着工できるということを申し上げたのであります。連合審査会で、あなたからではございませんでしたが、その他のおかたからそういう御質問がありまして、詳しく御答弁をいたしたこともありましたために、簡単に実は申し上げた次第であります。

○委員外議員(下條恭兵衛) 詳しくその公益委員会の資料について説明を頂きたいと思っておりますけれども、その前に、安本長官も御多忙だろうと思えますから、一、二お尋ねしたいことがあります。先にお尋ねしたいと思えます。

聞くとところによると、提案者がずつと委員会で説明しておられた考え方と、安本長官なり大蔵大臣は若干違つた考え方を持っておられる点があるやうに私は聞いておりますけれども、そういう点はまさかここで安本長官あるとおおつしやるわけに行かないかも知れませんけれども、何かそういう点は……

○国務大臣(周東英雄君) 別に隠す必要はありませんから申し上げます。別に意見が違つておるとかいうことじやないのです。例えば在統期間をどうするかというようなお話がありました。こ

れは法規に初めから明記されておりました。それを提案者にいろいろ御質問がありまして、少しまあおいじめになつたといふこともあつたのでしよう。實際上譲渡することになるのだが、それが開発するのが第一期、第二期を通じて、三十五年頃には終らんかといふうな質問があつたのです。これは一つの考え方でありまして、先日委員会でお話がありまして、電源開発は一応の目標として第一期、第二期で終るであらう。併し更に日本の産業界の状況如何によつては、更に第三期計画の遂行といううなことも起るかも知れない。又仮に譲渡といううなことがありまして、出来上つた瞬間すぐに所有権を移すといふことはなからうし、譲渡についても或る程度の譲渡契約が長期に亘ることが起るかも知れない。そういうことは昭和三十五年に終るとも書いてないし、そういうことは法律にないと思っております。在統期間を限るがごとくきめられての御質問であります。そういう点を語をしたことはありません。従つて実質上の食い違いといふのじやないのであります。福田君にも話をしておるわけであり

す。それからもう一つは、外資を当てにせんといふようなことを言つておるが、それじやおかしいじやないかと、それについては、昨日、我々がたびたび申し上げるやうに、外資の流入を得易からしむる一つの方法としてはいろいろ……ここに松永先輩がおられますが、意見を異にしておる。これは法律制定の経過において研究したこと、は、実質的にアメリカのワールド・バンク等の投資は、各閣至る所電氣につ

いての融資関係だけを採えまして十幾つ実例がありますが、實際上その間において、民間出資の会社に対する融資は一つ、あとの九つは政府の出資会社、三つは公社といううな関係になつておりました。そこに今日の事態において、そのほうが外資を仰ぎやすいといふ形があることは事実でありまして、そういう形で一つ魅力あると言います。そういう点と相対するた

めにこの形がとられ、それがとられることによつて外資が入れば、日本全体の電源開発に要する資金にゆとりができて来る、こういう恰好になつて、飽くまでもその点は希望し努力を続けておるといふことを申し上げた。従来どういふ言葉によつて提案者が言つたか知りませんが、当てにせんと言われたのは、これはむしろ、下條さんでありましたか、木村さんでありましたか、マーカットの御話がありまして、外資が入らないといふときになつた場合には一体電源開発はやるのかどうか、中止するの、か、こういう御質問に対して池田君なり提案者から御説明したかと思ひますが、私は池田君の答弁を聞いております。これは今日の日本の状態で何が産業復興に一番大切であるかといふと、これは動力の復興を早く解決しなくちやいかん。この意味において、飽くまで外資の導入を期待し、それが入り易くするやうな形はとるが、努力はするが、それが来なくても、最後までやり上げないといふことじや困るのです。これは仮定の議論ですけれども、仮定でお尋ねであつたから、池田君もこの間のお答えでは仮定しておる。電源開発の資金計画としては、先ず優先的に、電力はやる必要があるか

ら、資金計画をやるということは私は望ましいといふことを聞いておりますが、私はその趣旨のことは衆議院でも御答弁しておる。従つて提案者の説明はその意味での御説明があつたと思ひます。又外資について期待し努力することが望ましいといふことを池田君から申し上げた次第であります。この点提案者と私と違ふのじやないかと云えば、違つておるわけでありません。実質的には何ら食い違いがなく、同じ方向に向つて同じことを述べておるもので、表現の違いだと思ひます。

○委員外議員(下條恭兵衛) まあ今の安本長官の御説明で一応わかつたように思ひますけれども、私ここでまた疑問が生じて来るのは、大体ずつこの会社は長く在統するものと見通しを立てれば、売却してしまふとか何とかいふ考えに立たずに、ずつとこの会社に御売をやらせて、地域差の解決等に當らして行くといふ構想にだん／＼政府の考え方が移動しているのじやないですか。

○国務大臣(周東英雄君) それは余りに私は狭くものを考え過ぎるのじやないかと思ひます。今申し上げるのとは、法律に在統期間をきめておられませんこと、が、直ちにこれが売電を長くやつて行くといふことにすぐとらんでいいじやないか、これはものを余り狭く言ひ過ぎるのじやないかと私は思ひます。すよ、ざつとばらんに言つて……一体私は福田君がどういふやうに言われて今言つたやうに追詰められたのかと思ひますが、併し本来を言へば、第二期計画は三十五年で済むのです。その次に右から左に民間に渡すにしても、すぐ大きな金が準備できるわけでも

ございせんけれども、恐らくそこに譲渡契約ができて、或る年限は売電をして行くとする、これは金が入らないうちにすぐ設備を移転するといふことではないので、これは企業家として下條さんのほうがよく知つておられると思ひます。そういう意味合において、三十五年とか何とかいふ言葉も實際上において必ずしもかきろうと私どもは思つておるわけでは

○委員外議員(下條恭兵衛) まあ私は今ここで安本長官とそういうことを議論するつもりはないのですけれども、今の御説明を聞いていますと、大体本当は融通会社の性格を持たしてそしてやつて行くべきだと考えながら、何かの都合で無理して法案を作つておられるのではないかとといふうな気がいたしますけれども、そういう点どうなんでしょう。

○衆議院議員(福田一男) どうも法案作成の経過ですが、立法者の意見が常に昔は、明治時代はよく立法者はかく言つたといふことを引かれたこともありますが、今そういうことはありません。立法のときにいろいろ何か含みを持たして立法しておるといふことはございせんので、いろいろの場合を考へて譲渡、貸付、御売といふことにしてあります。できるだけ早く民間会社に譲ることが一つの行き方でありまして、その間にいろいろ事情がありましようが、それからしばらく持つておらなければならぬ場合もありましようし、これは開発されて後の二年、三年後の需要に應じて、国家のために最もいいところの方向に行くべきであり、従つて法案は三つの場合を考へて規定してあります。その間に何ら立法論と

九

沢山の開田ができるようになっておりますので、我々は流域変更ということに非常な重要な関心を持つております。今只見川についても、本流案と分

流案とに分れておりますが、公益委員会では、その勧告書を見て、何かうわさに聞けば、大体本流案のようになつておると聞いておりますけれども、本流案のほうは下流にだけ利益があるかという、総合開発の見地に立つならば、私は本流のほうにはそういう特典は余りない、分流案のほうにそれが非常に多いと思うのですが、そういう点について公益委員会はどうかいうふうに考えておられるか、どういう方策を練つておられるかということをお伺いしたい。

○政府委員(平井重一君) 只見川の開発のほうは、一、二の利権関係といふものは、これは一つのやりの研究の大きな方針をきめる一つの要素なのであります。OCIの大体の報告書の大筋を申し上げますと、只見川の主目的は発電にあり、ことに重点をおきまして、そういう面からいろいろ意見を提出しておるのであります。併し委員会としては、農林省方面と別途連絡をして、そうしてそうした面についての利害関係は別途にチェックしなければならぬ、こう考えております。

○委員外議員(下條泰兵君) 私はちよつと大蔵委員会のほうに定足数の関係で参りますから……。

○理事(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)
○理事(郡祐一君) 速記を始めて下さい。

それでは下條君の質疑はまだ保留されておりますが、他の委員のかたの御質疑を続けてお願いしたいと思ひます。

○奥むねお君 公益委員長代理に伺います。私もからすれば、電源を開発して豊かな安ん電気を貰うことは非常に望ましい点でございますから、誰がしようとして早くしたいということには変りないのでございますが、ところが不幸にして今度の会社案に対して、電力会社のほうで、或いは公益委員会のほうで反対の意思を表明していらつしやいます。でそれにつきましてでございますが、長い間いろいろ質問を重ねておりますうちに、この法案の提案者側の御答弁を聞いておりますと、必ずしもこの会社は短い期間でやめなくてはいいのだ、私どもが聞いておる範囲では譲渡といふこともできるかでないかも知れないのだし、或いはそれを削つてもいいのかも知れないように考へられるのですが、そうして又充る会社にする、こういうことになつたら、あなたが大の立場も、お考えも大分変わるのじやないかしらと思ひますが、如何でございませうか、松永委員長代理に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(松永安左門君) 今お尋ねの次第でございしますが、実は当委員会なり、或いは国会においてどちらかおきめを願ひますことは第一に必要でございます。私どもはそのことについて善処すると申しますか、或いは議論すると申しますか、又考えを新たにしてお出しになつたものがどういふふうに行われて行くかというこ

とについては、甚だ多大の関心を持つておりますので、先般来連合会等でも、発案者皆さんに対して或いは失言に属するほどまで失礼なことを申し上げたのじやないかと恐縮しておるのであります。私どもはこの電源開発を國家が認められたというところは誠に結構であります。と同時に、今日法案ができましたために、九会社が今熱心に電源開発のために金を作り、苦勞も、技術者も集め、測量もし、晝夜兼行やつておりますことが、幾らか法案のでき方によりましては非常に失望を與へ、或いは非常な不便を與へ、それがために自分のすることも手がつかなくなる、或いは金もできなくなるといふようなことを非常に心配いたします。

そのために先般どちらかですでに失礼な、反対をいたしましたなどといふ、公益委員として甚だ不似合ひな老人の間違つたことを申したかと思ひますが、熱心なことはその意味で熱心でございまして、これが間違ひますと、丁度昭和十六、七年頃永井君又は村田君あたりの時代に總動員法によつて電力が統制され、或いは日産ができましたために、殆んど各社の仕事は中止されて、その後十数年の電力の空白時代を來たしておることは御承知の通りでありますので、今日といへどもそのやり方によりましては、同じような結果がありませう、つまり角を矯めんとして牛を殺すといふことになりましますと、角の形はよくなりましても、実体の電力開発、即ち國民のために九つの担当者となつて組合せでやろうといふ自家発、そのほかの人たちが開発意欲を喪失するといふことを非常に心配いたしておりますため、或いは失礼

なこと等も申したと思ひますが、その点当委員会などで十分なる御検討を下さつて、少しも心配は要らぬのである、むしろ電源開発を國も民も一緒になつて國民のためにやるのだというやうな御名案ができましたれば、私ども別に憤慨したり、或いは抗議を申し上げる筋はいささかもないのは当然でございしますから、どうか電源開発が法規にとられ、或いは議論にとられ、或いはそれがために外國資本の導入等も困難になるかのごとき法案の作成でなく、なめらかに電源開発その他について皆様の御同情と御後援をお願いして、速かにこの電力に對する國民の今日の苦痛を早く解決したいものだと思ひます。これを御願ひいたします次第であります。

○奥むねお君 大要御丁寧に御答弁下さつたので、私が聞きたいと思つた一点が却つてぼやけたやうな感じも受けるのでございしますが、その電力になるまでの過程とか、そのほかのこととはにかく、こゝへ安ん、豊富な電気が新しい会社によつて出て來たといふたします。そしたらこれが長くこの会社が電気を卸売するのだといふことになりまします場合には、そちらのほうの立場をいたしましては御賛成になりますか、この会社案といふものを……。

○政府委員(松永安左門君) 簡単に御話しますが、それはやはり又一つの日本発送電氣会社を作ると同じやうな結果に陥りませんかと思ひますので、その伝でないようにして、開発はやはり九つの会社、又はその九つの会社の組合にやらして、政府はその促進に御努力願ひたいといふことを切實に御願ひいたしたい次第であります。

○奥むねお君 問題が別でございします。先ほどおつしやいました、例えば会社案といふものの一番安くなる條件といふのは、政府の金をたくさん使ふのだ、利息も要らないのだ、そのほか税金も要らないのだ、初めの創立当時の何年間かはこういう特典を持つてゐるというお話でございしますが、先ほどおつしやいましたこの開発銀行から金を借出す、或いは債券を出して日本銀行に引受けてもらふ、或いはこの電源開発のための金融公庫法を、これを構想なさつていた時分には、金利も計算されてゐたと思ひますが、これは私の勉強のために教えて頂きたいと思ひます。

○政府委員(松永安左門君) 外資が大體二割五分ばかりは二十五四年四分金利で入るものといふのが一つの原価計算の算定の基礎になつております。政府からお借りいたしました金は約七分五厘と計算いたしております。この金は全体の使用金の半額に満たないものと考へております。然らば二・五、それから仮に四・五と申しますと七割であります。あとの三割はお前はどこからとのかと言われまします。これはどうしても民間の保険事業者、或いは株式の増資及び社内の借入金等によつて賄ひます。この金利は先般申し上げましたように、会社の拂込みをできるだけ少くして、そうしてその建設中は殆んど五分の配當で、五分の金利を建設費にかけるということに大体いたしております。政府のお話を聞いてみま

すが、三年か五年か只にみるというお話でありますから、ここに政府がおやりになるより五分ばかり違ひのある

ことはもう間違いないのであります。併しこれは拂込資金そのほかは事実非常に現在のところでは困難でございまして、そうして而も一割五分の配当を増資によつてやるという事は、一面には値上の裏付けが必要になつて参ります。これはたゞ／＼当委員会でも申し上げたように、成るべくそれを避けて、外資又は政府の借入金及び公債等によつてやりたい。そう申しますと、要するに天龍川を仮に六百億円かかる予算であります。只今のところ五分の建設利息を拂いますものは初年度は僅かでありまして、だん／＼拂込みまして、約二十億ぐらいの拂込を五分これに加えるだけでありますから、殆んど政府の御計算とそう大差のない金であらうかと思ひます。それでこの建設が済みまして、相当安くこれを作る事ができますれば、この建設を共にいたしました、例えば天龍川であれば、東京電燈が市内に電力を売る、中部電力は中部電力で売るといふことになつて、今度初めてその会社は、拂込み二十億なら二十億に對しては七分五厘でできますか、或いは七分五厘でできますか、できるだけ最小限度に卸売会社でありますから、これをとどめて、そうして買受会社、つまり小売会社はできるだけこれを安く買つて、そうしてできるだけ安く需家用家にお渡しして、そうして当分石炭を高く使つた代りに、これを転用して電力代を上げて行かないことを先ず構想の主なるものにしてあります。細かい数字等は天龍川の開發について目下計算をいたしております。大体の構想はそういうことでございます。

○委員外議員(下條泰兵君) さつきの繼續でもう一、二点伺つておきたいと思ひます。電氣を早く起すという意味におきましては、私も素人であつたからなのですが、只見川の場合、分流量案であると非常に手つとり早く電氣が出る方法があるというふう聞いておりますが、それに対して公益委員会ではどういう見解を持っておられるか伺いたしたいと思います。

○政府委員(松永安左衛門君) 只見川の開發地点は、詳しいことは申し上げかねますが、二十数カ所に亘つておると思ひます。そのうち大きなダムがありまして全体の調節をいたすのであります。これは大体地域調査もできております。早く着手し、早くダムの工事にからねばならぬのであります。御承知の通り農村との關係等もできるだけ納得ずくでお話しを十分しなければならぬことは當然であります。で、埋没地点はあつてもかまわぬ、すぐ／＼／＼工事をはかるといふわけには参りかねると思ひます。がために、多少そういう所は早くせなければならぬにかかわらず、工事のでき上りは暇が要すると思つております。でありますけれども、奥只見の極く一部を分流量して、落差を早くとつてやる。それからこれはトンネルだけの仕事であります。が、トンネルの仕事がおよそ一年半かかる。そうすると工事着手に六カ月かかる。あとの仕上げに半年かかるといふような計算でやります。それから只見川の真中に、柳津の上流に本名、上田という二カ地点が残つております。が、宮下という発電所の上流にこれはダムをやればできるのであります。別に本流、分流量に余り影響のないもの

であります。これはどうしても成るべく早くやつて、東京と東北の電力の不足を、そういうつまずき故障のない所で、工事がシンプルである所はできるだけ早くやつたほうがいいと思つております。これは私もよくやるのじやないの、やはりその仕事を早く人が自分の考えでござります。これが早い、これが早いといふことをおきめになれば、私のほうはよくそれを研究して、一日も早く机の上に余り書類を溜めずに、公益委員会としては調査を早く、早く判を捺して上げて工事にかかれるように、そうして成るべくその電力が間に合うようにします。のが公益委員会の今日の立場でござります。で、只見川につきましても、大体は非常にむずかしいところでありまして、けれども、一部急ぐ所は必ずしもそう時間がかからず、十万とか二十万キロワットの電力ならば早く石炭代りにやりたいと心に思つておる次第でござります。

○委員外議員(下條泰兵君) 大体伺ひましたが、今度技術長に一つ、私はどの資料も龐大で、そして余り長い時間を費やすのは恐縮ですから、この安本案の五カ年計画と、公益委員会案の五カ年計画とをどうぞが導うか、簡単に一つ説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(平井重一郎君) それでは極く簡単に、あらかじめ私どものほうから提出いたしました資料の見方を御説明申し上げて、そしてお話し申し上げたほうがおわかりのじやないかと思ひます。お手許に三つの書類が差上げてあるものであります。一番分厚い書類は今電氣事業の面での五カ年間の計画

として持つております。個々の計画地点の詳細を地点別に明細に記したものであります。これは又御必要によつて御覽頂ければ結構だと思ひます。この地点明細のできました基礎になります。五カ年計画の構想の大綱は、表紙のつきました「電氣事業電力開發五カ年計画訂正版」といふものに要約してあるものであります。これは今年の二月に決定いたしました改訂版であります。で、極く大まかに一番しみにバランス表がござります。これを御覽を頂きたいのであります。大体この計画は五カ年計画と申しておりますが、五カ年間に着工すべき地点の、それ以降の年度において完成するものをも一応参考に加へました關係上、計画は十七年から三十四年に亘つておるのであります。この表におきまして縦には発生電力の量が物差になつて出ておる。横が年度になつて出ておる。一番上にあります斜めに書いてあります発電端需用電力と書きましたのは、これは別途に申上げますが、毎年度の需用の予想でござります。こういうふうになつておる、大体八割平均くらいに今後伸びる、大体八割平均くらいに伸びておる。最初は一〇乃至九割、順次下りまして七割まで下つておる。この需用増加に對しては、この発電計画はいつになつたならば完全に需給のバランスができるかと申します。その下に幾つかの斜めの線が三十二年と三十三年の間に於いて交叉しております。従いまして昭和三十三年から三十四年になつて、初めてこれで以て需給が完全にバランスするところまで追いつくものである。ということを示しておるものであります。

して、ここまで追いつきます計画の内容は、一番下の丁度左側に三百億という数字が出ておる。ところに、横の線が何本も出ておる。これが現在の設備による供給力でござります。で、これをば別途に申上げますが、例えばロスの軽減工事とか、水力改良工事といふもので若干膨らみます。と同時に、その上に電氣事業者の水力補充工事の相当でござります。これが右のほうの筋で、その数字の物差が出ておるのであります。電氣事業者の水力の補充、これは九電力会社による水力の補充による増加供給の分でありまして、その上に開發会社と書いてあります。これは一社でなくて、隣接する二社或いは三社等が寄り合つて民間会社として別個の会社を作つて開發するといふ天龍、只見等による増加供給の分がこの程度になつておる。その上とを合しておるのであります。その上に出ておる狭い幅が累算分でありまして、おむね現在具体的に進んでおるものがこれに入つておる。その上に「電氣事業者火力供給力」と書いてあります。これは水力で足りない分、火力で以て補ふなければならぬ電力の幅を示しておるのであります。大ざっぱに見て、石炭の消費量は、おむねこれは横道で、電氣の量が、火力の量は横道程度になつておる。が、能率のいい火力発電所に順次代替いたします關係上、石炭の消費量は、五カ年後においては、さう／＼と減つて行くという結果にはなつておるわけでありまして。

それで需用の想定がその前の第九頁に載つておる。第十頁にその需給バランスが書いてあるものであります。

が、九頁の需要想定を御覧頂きますと、これは電力会社別に発電端とロスと需用端と書いてございまして、便宜需用端の数字で申し上げます。昭和二十六年における需用端供給力は、大体一番下の欄の「全国」という所で御覧頂きますと、三百十三億キロワット・アワー程度であるのでありますが、これは昭和三十一年度において四百八十八億、丁度五年後の数字でございまして、昭和三十一年度において四百八十八億キロワット・アワーの需用端になつておるといふことを表わしておるものであります。で三十二年度が五百二十二億、この頃において完全にバランスするところまで追いつくという数字なのであります。この四百八十八億に相当します数字が、当委員会に御提案になつております案によりましてと数字が大体似ておりまして、はつきり覚えておりませんが四百八十億前後の数字になつておると思つております。殆んど似たような数字であるように見えるのであります。ただこれは数字の面だけでは一致しているように見えるのであります。実は詳細に内容を拜見いたしますと、当委員会の私どものほうの考へております需用想定では、これは電気事業者の需用の範囲だけであつて、自家用電力量を含めておりません。ところが安本のほうの御査定の数字の分では自家用電力量を加えた数字になつておりますので、その差が約八十億キロワット・アワーあつたように覺えております。これはこの前の連合委員会のほうで数字的に御説明申し上げたのであります。数字面において総需用量において約二割見当の違ひがあるというふうに御覧を頂いたらよいかと思

います。即ちもう一言申し上げますれば、私どもの委員会の需用想定は、若千大きいものになつておるといふ点であります。又その大きいという点につきましては、前回にも御説明申し上げましたので、本日はこれは省略いたします。

それからこれに対応する発電計画はこれにいろいろ出ておりまして、その總括いたしましたものが第一頁に出ておりますので、この表の左方を御説明申し上げます。この表の前期、後期と書いてありますが、前期計画といふ面では先般の五カ年計画の数字が書いてございまして、その欄で御説明申し上げます。上の前期計画の中に、九電力会社、開発会社、県営、計と書いてございまして、九電力会社といふのは再編成によつてできた只今の九つの会社であります。開発会社と申しますのは、これらの電力会社が二社以上或いは他の事業者と共同で開発するために作る別の民営の会社のことを意味しておるのであります。県営は文字の通りであります。こういふふうに分けました数字の内容が、水力の拡充工事につきましては、地点数が九電力会社で二百、開発会社で十七、県営二十五、合計二百四十二、最大出力が次の欄にございまして、九電力会社が三百五十五万キロワット、開発会社が百八十一万キロワット、それから県営で三十七万キロワット、合計五百七十五万キロワット程度というものをこの計画では見込んでおります。それによる年間の可能発電量もここに書いてございまして、

するものと見ておりまして、五カ年間に約百五十万キロワットを作つて、これによつて新規の需用及び古い火力の代替において石炭の節約を意図しておるわけでございます。その下に改良工事という欄があるわけでございます。改良工事の計画はこれによつて約三十万キロワットの出力の増加を意図しておりますが、増加電力量が約二十万キロワット・アワー増えることになつております。その次は損失軽減工事でございます。損失軽減工事によつて約二百八十五万キロワット・アワーの電力の増強を意図しておるわけでありまして、こうしたものの総合によつて、先ほど申し上げました需用を充たさうといふことになつておるのであります。第二ページ以降につきましては、それらの九電力会社によるもの、それから開発会社によるもの及び県営によるもののそれら三つの内容を仕訳けをして表にいたしておるのであります。説明は省略いたす次第であります。

次、火力は大体電力会社において開発

するものと見ておりまして、五カ年間に約百五十万キロワットを作つて、これによつて新規の需用及び古い火力の代替において石炭の節約を意図しておるわけでございます。その下に改良工事という欄があるわけでございます。改良工事の計画はこれによつて約三十万キロワットの出力の増加を意図しておりますが、増加電力量が約二十万キロワット・アワー増えることになつております。その次は損失軽減工事でございます。損失軽減工事によつて約二百八十五万キロワット・アワーの電力の増強を意図しておるわけでありまして、こうしたものの総合によつて、先ほど申し上げました需用を充たさうといふことになつておるのであります。第二ページ以降につきましては、それらの九電力会社によるもの、それから開発会社によるもの及び県営によるもののそれら三つの内容を仕訳けをして表にいたしておるのであります。説明は省略いたす次第であります。

なこの資料を調査いたしましたので、その結果によつて又今後いまだ一遍お願いしたいことがあるかも知れません。

〇理事(郡祐一君) 他の委員に御質疑があらうしたら願ひいたします。

〇政府委員(平井寛一郎君) 先頃新会社による原価について、いろいろ奥委員から御質問がありまして、その答弁につきまして若干補足して頂きたいのであります。電気料金、特に水力料金の原価を算出する場合には、最も大きな要素を占めますものは、投下資本に対するいわゆる金利と配当といふふうなものである資本コストなものであります。安定本部の御案によりまして、そういう原価額の六割前後を占めておることに拜見しておるのであります。これは会社構成、その他のものにおきまして七割程度にはなるのであります。これが原価額の一割大きな要素なものであります。そういう点において政府による開発会社の場合には、その資本の七割程度は政府の拂込みによつておるといふ形を取つております。それとこれが六分という計算をされておりますが、これを民間会社でいたします場合には、拂込資本はそれほど多く持たないのであります。新会社を作りまして、せいふその中の四分の一前後が拂込資本によるのであります。その他の大部分は社債等になつておるのであります。ここが宿命的な差異であります。特にその違いは結局安定本部の案のようにいたしますと、その配当六分、そしてこれには三カ年間の法人税の負担がない。これはどの新会社でも同じで負担がない。従いまして資本コストの七割を占める部

〇委員外議員(下條恭兵君) 私は一応これで質問を打ち切りたいと思ひます。

〇委員外議員(下條恭兵君) 私は一応これで質問を打ち切りたいと思ひます。

〇委員外議員(下條恭兵君) 私は一応これで質問を打ち切りたいと思ひます。

〇委員外議員(下條恭兵君) 私は一応これで質問を打ち切りたいと思ひます。

〇委員外議員(下條恭兵君) 私は一応これで質問を打ち切りたいと思ひます。

〇委員外議員(下條恭兵君) 私は一応これで質問を打ち切りたいと思ひます。

〇委員外議員(下條恭兵君) 私は一応これで質問を打ち切りたいと思ひます。

〇委員外議員(下條恭兵君) 私は一応これで質問を打ち切りたいと思ひます。

分については六分配当だけの金額で税負担の計算になつております。これが料金が安くなる一番大きな部分でありまして、民営でやります場合には、外資その他を入れますと、平均金利は下りますが、例えば九分という平均に相成つておりますれば、その差が大きくそこに出るが、ここで特に御注意頂きたい点は、それは三年間の問題でありまして、四年目以降になりますれば、これはその六分の配当を仮りに続けるといふとすれば、これに相当する税金は約四分近くになりますので、一割近いものになります。細かい計算はいろいろ厳密な資料があります。一割近いものを原価に繰込まなければ六分の配当はできない。そうすると差がないことになる、新会社を民間で作りましたも、自己資本による部分についてはこれと同じ利益を三年間は享受するものであります。自己資本の比率が小さいものでありますから、四年目以降の値上りに影響する、これらは御判断の場合によく一つ御検討を頂きたいと思つてあります。前回連合委員会の際に、私から簡単に申し上げたのであります。が、ちよつと簡単に補足しておきます。

○理事(野村一君) 委員のかたの御質問がありましたら続いてお願いいたします。

○奥むねお君 会社ができましたらね、あなたの会社のほうに、民間会社のほうに、政府側のどつと金を入れますわね、それが二つちの資金のほうに邪魔になることがないか、不安を與えるようなことはないのだからか。両方から本当に具体的に開かして欲しいのであります。外資の問題でも考えて見ればアメリカかしないのでしようが、両方からこつちだ／＼と言つて交渉するのではありませんか。なるべく日本ならば電氣は一つなんだから……。そこはどうか、真相を開かして下さい。

○衆議院議員(福田一君) 実はその第一のお話なんです、民間の電力会社がやる仕事に対して政府が出すというか、政府が政府資金を出す場合は貸付なんです、貸付をする場合、例えば開発銀行から貸付ける、或いは預金部資金、運用部資金から貸付ける、こういうふうには貸付けるのです、だからその金は資金運用部というもののこれだけの金があつて、そして仮にその電力会社へこれだけ貸す、予算じやないのですが、資金運用部ですから運用の問題ですが、或る一定額あるだけなんです。そして今ここに今度の特殊会社ができますと、これに対して出す金は、併しこれは幾分のもので、ここからとるわけなんです、電力会社に出す分は勿論見込んで、そしてこれをじやましないようにする。そしてこれを若干取入れる、こういうことになるから私たちの考えでは民間の電力会社を圧迫するわけでもない。又民間の電力開発が非常に必要である、実際に工事が進んでおるといふような場合には、政府はもつと資金運用部資金をほかにそういう意味で不急不要な産業があるとするは、それらを抑えてでも持つて行けばいい、こういう考えです。

○衆議院議員(福田一君) それは非常に集めなければならぬでしよう。それは非常に少い、少いものも今予定しておるものは二億かそこです。それから問題にならぬ。そういうわけで非常にこちらにある資金運用部資金からこちらへ取入れて行く金というものが、民間の電力事業を圧迫しやしないかという御懸念は、我々はそれを圧迫しないように指導する、この金も非常に増加力が殖えております。今年はこれぐらいで、来年は一回り大きくなるというふうに、どん／＼郵便貯金だとか或いは保険だとかいう国民の金はどん／＼殖えておりますから、それを運用しておるわけですから、決して今電力会社がやつておるところの発電事業を阻害するところはない、こういう考えに立つておるわけです。

もう一つは、松永さんのおいでになるので、このところは我々と意見が違つたので、私の意見を申し上げますと、外資の導入の問題なんですけれども、実は外資については九つの今の既存の電力会社では旧外債がございまして、これに対して外資を導入するということは困難なことは、よく松永さんも御存じだろつと思つて。これがどういふふうにして支拂われ、どういふふうにするかといふこともありますが、なかなかこれは今の九つの電力会社、既存の電力会社では非常に無理なのであります。併しここに民間会社をお作りになり、両方が合はさつて、新しい例えは中部電力と東京電力が一緒になつて、そして新しいものを別途に会社を作られたという場合には、その面の障害は除かれます。ところが今法律第二十四号というのがございまして、民間の会社に対しては政府は施設補償をしたり、或いは補助をしたりすることはできないことになつております。それは私たちが民間の会社にとん／＼援助したり補助することにしますといふと、いろいろ弊害が起きますから、それはできないことになつております。法律でそういう法律が作られて、それが生じているわけですが、それが生じているわけですが、そうしますと、この民間で電力会社が新しいものを二つ或いは三つが寄つて一つをお作りになつた場合でも政府保証ということはできません。併し電力会社の場合はそうですが、ほかの仕事の場合どうなるかといふことになつて、そういうものに対しては、勿論私たちがして開発銀行法を改正して、そうして開発銀行で補償するというやり方ができるように今法律を出しておるわけなんです。民間で電力についてそういうものができたと仮定すれば、勿論その場合には、開発銀行としては一応補償される道が開かれて行くわけです。それをやりになるかどうなるか、この法律とかかね合になりますから、それはできるかどうかは別として、それはできないわけではありせん。だから外資導入の場合でも、今の九つの電力会社が、既存の電力会社が開発銀行へ御申込になつてもできないといふことはどなたも御存じだ。そこで政府の作つたもので、これは政府が出資いたします。これはガバメント・コーポレーションと言つておりますが、政府出資会社といふものは、これは補償することができるようにこの法律でできていくわけなんです。政府出資会社ならば、それができるといふことになつて、国際開発銀行といふものから……。実は昔二十年前に外資を導入した場合は必ずしも物上担保といふものが必要で、担保が非常に大事です。なぜ担保を取るのかといふと、元利金を返済してもらわなければいけないから担保を取る。ところが今日の国際情勢がこういふふうになつて来て、物上担保といふものに対する重さといふか信頼の度合が少なくなつて参つた。国の政府が保証してくれれば一番金は取りやすい。元金も拂えるし、利息も拂ひ、こう考へてゐる。そこで国際開発銀行はその規定において国或いは中央銀行若しくはこれに準ずるものが保証しなければ金は貸さないといふことになつております。ところが実績はどうなつてゐるかといふと、先ほど安本長官が言われましたけれども、十六件電力の問題で貸しておつた、そのうち四つは政府に直接金を貸してあります。電源開発を政府がやりたいといふので、こういうペルーとかいろいろ國々の名前が忘れましたが、そういう國々がやりたい、そこでやらせて下さいといふので今政府が借りております。それ以外の残り九つはこれは今私たちが作らうとしておるような特殊会社、ガバメント・コーポレーションに政府が保証してあります。外国の政府が保証して、それに対して貸しているものに、例外的に民間が一つあります。これに貸してあります。あと三つが不明であります。私たちがこの特殊会社を作つたのはどうして、これは外資導入をするには民間会社でやつたらいいか、或いは公社でやつたらいいか、特殊会社でやつたらいいかといふことをいろいろ検討をしたときに、外資導入といふ面から見れば、やはりガバメント・コーポレーション、即ち特殊会社が一番いい、現に実

は、松永さんのおいでになるので、このところは我々と意見が違つたので、私の意見を申し上げますと、外資の導入の問題なんですけれども、実は外資については九つの今の既存の電力会社では旧外債がございまして、これに対して外資を導入するということは困難なことは、よく松永さんも御存じだろつと思つて。これがどういふふうにして支拂われ、どういふふうにするかといふこともありますが、なかなかこれは今の九つの電力会社、既存の電力会社では非常に無理なのであります。併しここに民間会社をお作りになり、両方が合はさつて、新しい例えは中部電力と東京電力が一緒になつて、そして新しいものを別途に会社を作られたという場合には、その面の障害は除かれます。ところが今法律第二十四号というのがございまして、民間の会社に対しては政府は施設補償をしたり、或いは補助をしたりすることはできないことになつております。それは私たちが民間の会社にとん／＼援助したり補助することにしますといふと、いろいろ弊害が起きますから、それはできないことになつております。法律でそういう法律が作られて、それが生じているわけですが、それが生じているわけですが、そうしますと、この民間で電力会社が新しいものを二つ或いは三つが寄つて一つをお作りになつた場合でも政府保証ということはできません。併し電力会社の場合はそうですが、ほかの仕事の場合どうなるかといふことになつて、そういうものに対しては、勿論私たちがして開発銀行法を改正して、そうして開発銀行で補償するというやり方ができるように今法律を出しておるわけなんです。民間で電力についてそういうものができたと仮定すれば、勿論その場合には、開発銀行としては一応補償される道が開かれて行くわけです。それをやりになるかどうなるか、この法律とかかね合になりますから、それはできるかどうかは別として、それはできないわけではありせん。だから外資導入の場合でも、今の九つの電力会社が、既存の電力会社が開発銀行へ御申込になつてもできないといふことはどなたも御存じだ。そこで政府の作つたもので、これは政府が出資いたします。これはガバメント・コーポレーションと言つておりますが、政府出資会社といふものは、これは補償することができるようにこの法律でできていくわけなんです。政府出資会社ならば、それができるといふことになつて、国際開発銀行といふものから……。実は昔二十年前に外資を導入した場合は必ずしも物上担保といふものが必要で、担保が非常に大事です。なぜ担保を取るのかといふと、元利金を返済してもらわなければいけないから担保を取る。ところが今日の国際情勢がこういふふうになつて来て、物上担保といふものに対する重さといふか信頼の度合が少なくなつて参つた。国の政府が保証してくれれば一番金は取りやすい。元金も拂えるし、利息も拂ひ、こう考へてゐる。そこで国際開発銀行はその規定において国或いは中央銀行若しくはこれに準ずるものが保証しなければ金は貸さないといふことになつております。ところが実績はどうなつてゐるかといふと、先ほど安本長官が言われましたけれども、十六件電力の問題で貸しておつた、そのうち四つは政府に直接金を貸してあります。電源開発を政府がやりたいといふので、こういうペルーとかいろいろ國々の名前が忘れましたが、そういう國々がやりたい、そこでやらせて下さいといふので今政府が借りております。それ以外の残り九つはこれは今私たちが作らうとしておるような特殊会社、ガバメント・コーポレーションに政府が保証してあります。外国の政府が保証して、それに対して貸しているものに、例外的に民間が一つあります。これに貸してあります。あと三つが不明であります。私たちがこの特殊会社を作つたのはどうして、これは外資導入をするには民間会社でやつたらいいか、或いは公社でやつたらいいか、特殊会社でやつたらいいかといふことをいろいろ検討をしたときに、外資導入といふ面から見れば、やはりガバメント・コーポレーション、即ち特殊会社が一番いい、現に実

は、松永さんのおいでになるので、このところは我々と意見が違つたので、私の意見を申し上げますと、外資の導入の問題なんですけれども、実は外資については九つの今の既存の電力会社では旧外債がございまして、これに対して外資を導入するということは困難なことは、よく松永さんも御存じだろつと思つて。これがどういふふうにして支拂われ、どういふふうにするかといふこともありますが、なかなかこれは今の九つの電力会社、既存の電力会社では非常に無理なのであります。併しここに民間会社をお作りになり、両方が合はさつて、新しい例えは中部電力と東京電力が一緒になつて、そして新しいものを別途に会社を作られたという場合には、その面の障害は除かれます。ところが今法律第二十四号というのがございまして、民間の会社に対しては政府は施設補償をしたり、或いは補助をしたりすることはできないことになつております。それは私たちが民間の会社にとん／＼援助したり補助することにしますといふと、いろいろ弊害が起きますから、それはできないことになつております。法律でそういう法律が作られて、それが生じているわけですが、それが生じているわけですが、そうしますと、この民間で電力会社が新しいものを二つ或いは三つが寄つて一つをお作りになつた場合でも政府保証ということはできません。併し電力会社の場合はそうですが、ほかの仕事の場合どうなるかといふことになつて、そういうものに対しては、勿論私たちがして開発銀行法を改正して、そうして開発銀行で補償するというやり方ができるように今法律を出しておるわけなんです。民間で電力についてそういうものができたと仮定すれば、勿論その場合には、開発銀行としては一応補償される道が開かれて行くわけです。それをやりになるかどうなるか、この法律とかかね合になりますから、それはできるかどうかは別として、それはできないわけではありせん。だから外資導入の場合でも、今の九つの電力会社が、既存の電力会社が開発銀行へ御申込になつてもできないといふことはどなたも御存じだ。そこで政府の作つたもので、これは政府が出資いたします。これはガバメント・コーポレーションと言つておりますが、政府出資会社といふものは、これは補償することができるようにこの法律でできていくわけなんです。政府出資会社ならば、それができるといふことになつて、国際開発銀行といふものから……。実は昔二十年前に外資を導入した場合は必ずしも物上担保といふものが必要で、担保が非常に大事です。なぜ担保を取るのかといふと、元利金を返済してもらわなければいけないから担保を取る。ところが今日の国際情勢がこういふふうになつて来て、物上担保といふものに対する重さといふか信頼の度合が少なくなつて参つた。国の政府が保証してくれれば一番金は取りやすい。元金も拂えるし、利息も拂ひ、こう考へてゐる。そこで国際開発銀行はその規定において国或いは中央銀行若しくはこれに準ずるものが保証しなければ金は貸さないといふことになつております。ところが実績はどうなつてゐるかといふと、先ほど安本長官が言われましたけれども、十六件電力の問題で貸しておつた、そのうち四つは政府に直接金を貸してあります。電源開発を政府がやりたいといふので、こういうペルーとかいろいろ國々の名前が忘れましたが、そういう國々がやりたい、そこでやらせて下さいといふので今政府が借りております。それ以外の残り九つはこれは今私たちが作らうとしておるような特殊会社、ガバメント・コーポレーションに政府が保証してあります。外国の政府が保証して、それに対して貸しているものに、例外的に民間が一つあります。これに貸してあります。あと三つが不明であります。私たちがこの特殊会社を作つたのはどうして、これは外資導入をするには民間会社でやつたらいいか、或いは公社でやつたらいいか、特殊会社でやつたらいいかといふことをいろいろ検討をしたときに、外資導入といふ面から見れば、やはりガバメント・コーポレーション、即ち特殊会社が一番いい、現に実

は、松永さんのおいでになるので、このところは我々と意見が違つたので、私の意見を申し上げますと、外資の導入の問題なんですけれども、実は外資については九つの今の既存の電力会社では旧外債がございまして、これに対して外資を導入するということは困難なことは、よく松永さんも御存じだろつと思つて。これがどういふふうにして支拂われ、どういふふうにするかといふこともありますが、なかなかこれは今の九つの電力会社、既存の電力会社では非常に無理なのであります。併しここに民間会社をお作りになり、両方が合はさつて、新しい例えは中部電力と東京電力が一緒になつて、そして新しいものを別途に会社を作られたという場合には、その面の障害は除かれます。ところが今法律第二十四号というのがございまして、民間の会社に対しては政府は施設補償をしたり、或いは補助をしたりすることはできないことになつております。それは私たちが民間の会社にとん／＼援助したり補助することにしますといふと、いろいろ弊害が起きますから、それはできないことになつております。法律でそういう法律が作られて、それが生じているわけですが、それが生じているわけですが、そうしますと、この民間で電力会社が新しいものを二つ或いは三つが寄つて一つをお作りになつた場合でも政府保証ということはできません。併し電力会社の場合はそうですが、ほかの仕事の場合どうなるかといふことになつて、そういうものに対しては、勿論私たちがして開発銀行法を改正して、そうして開発銀行で補償するというやり方ができるように今法律を出しておるわけなんです。民間で電力についてそういうものができたと仮定すれば、勿論その場合には、開発銀行としては一応補償される道が開かれて行くわけです。それをやりになるかどうなるか、この法律とかかね合になりますから、それはできるかどうかは別として、それはできないわけではありせん。だから外資導入の場合でも、今の九つの電力会社が、既存の電力会社が開発銀行へ御申込になつてもできないといふことはどなたも御存じだ。そこで政府の作つたもので、これは政府が出資いたします。これはガバメント・コーポレーションと言つておりますが、政府出資会社といふものは、これは補償することができるようにこの法律でできていくわけなんです。政府出資会社ならば、それができるといふことになつて、国際開発銀行といふものから……。実は昔二十年前に外資を導入した場合は必ずしも物上担保といふものが必要で、担保が非常に大事です。なぜ担保を取るのかといふと、元利金を返済してもらわなければいけないから担保を取る。ところが今日の国際情勢がこういふふうになつて来て、物上担保といふものに対する重さといふか信頼の度合が少なくなつて参つた。国の政府が保証してくれれば一番金は取りやすい。元金も拂えるし、利息も拂ひ、こう考へてゐる。そこで国際開発銀行はその規定において国或いは中央銀行若しくはこれに準ずるものが保証しなければ金は貸さないといふことになつております。ところが実績はどうなつてゐるかといふと、先ほど安本長官が言われましたけれども、十六件電力の問題で貸しておつた、そのうち四つは政府に直接金を貸してあります。電源開発を政府がやりたいといふので、こういうペルーとかいろいろ國々の名前が忘れましたが、そういう國々がやりたい、そこでやらせて下さいといふので今政府が借りております。それ以外の残り九つはこれは今私たちが作らうとしておるような特殊会社、ガバメント・コーポレーションに政府が保証してあります。外国の政府が保証して、それに対して貸しているものに、例外的に民間が一つあります。これに貸してあります。あと三つが不明であります。私たちがこの特殊会社を作つたのはどうして、これは外資導入をするには民間会社でやつたらいいか、或いは公社でやつたらいいか、特殊会社でやつたらいいかといふことをいろいろ検討をしたときに、外資導入といふ面から見れば、やはりガバメント・コーポレーション、即ち特殊会社が一番いい、現に実

例がそう示しているからそう言うので
す。こういうわけで私たちが今この法
案を出してあるわけでありまして、私
は事情が許されて、九つの電力会社が
外資の導入ができるような時代が来た
といたしますならば、当然これに対
しては政府も大いに協力をいたしまし
て、外資導入をさして行くべきだ、私
は競争してやるとか或いは電力会社を
排除するとかという考え方は毛頭持つ
べきじゃないので、果敢でやる場合にお
いても、或いは自家発電でやる場合にお
いても、努力したほうがいいと思つて、今外
資の問題で電力会社と競争するとか、
電力会社をいじめるといふような考え
方は毛頭持つておられない。

○委員お尋ね 公益委員会のほうから
簡単に……

○政府委員(松永安左衛門君) 簡単に
申し上げます。福田さんと議論をするよ
うになるという意味において、友人同
士で甚だ工合が悪い、福田さんがおら
ないものとして……、福田さんの言わ
れるのと全く反対で、ワールド・パン
クの金は目下政府が保証するという意
味は、ワールド・パンクは各国の出資
によつてアメリカが中心となつて、只
今では主に民間の電力又は開墾事業、
造船、道路等に貸出されておるよう
であります。最近では主に民設の会社が各
プロジェクトごとに計算を出して、
ワールド・パンクはそれを調べて貸す
ということになつております。無論ア
メリカ政府と連絡があることは想像す
るのにかたくないのであります。アメ
リカ政府といつても議会で決議して政
治的資金として貸す意味でないことは
当然であります。それから日本の政府

の保証云々というお言葉がありました
が、これは少しく、福田さんにもう少
し、もう一步研究を進めて頂きたいと
思います。今ワールド・パンク
は日本政府の保証を求めておりませ
ん。求めておるものはドルで金を出す
のであります。このドルが毎年円と
して日本で使われるのであります。さ
ら、この円をドルに換算して、例え
ば年に一千五百万ドル或いは三千万ドル
というものを日本政府の公けの組織に
よつて、或いは開墾銀行と申しませ
ん、輸出銀行と申しませんか、或い
は政府の金庫法による一種の方法によ
つて、現在木内委員長がやつておられ
る外国為替委員会のような一種の組織
ができて、そうして必らずワール
ド・パンクの……だから日本で一応円
になつたものは、その円を集めてドル
で何千万ドル毎年返すことの日本政府
は組織を作つてくれ、そうして一種の
協約をしてくれというところを、これは
日本ばかりでなくワールド・パンクは
各国に要求しているようであります。
例えはフランスに向つて、フランス政
府に直接金を貸したことは一九四四、
五年頃の古い時代にありましたけれど
も、一九五〇年前後からはフランス政
府のうちにフランスをドルに換えてワ
ールド・パンクに持ち込む一つの公社或
いは金庫又はフランス開墾銀行と申しま
するか、そういう一つの組織を作るこ
とを要求しているようであります。か
ら、日本の政府の保証というものは、
ただ金を大丈夫拂つて上げるといふ保
証じゃなくて、円をドルに毎年換え
ることについてワールド・パンクの規
定でその方式を取るといふふうに、ア
メリカからのいろ／＼の通信又はワ

ールド・パンクの規則の翻訳、又は最近
の実例等によつてそう承つておりま
す。これは先般大蔵大臣の御答弁
そのほかがあつた時分に申し上げたい
と思ひましたけれども、実は私に對する
質問でなかつたのでその点申上げな
かつたのでございまして、その辺は更
に福田さんも池田大蔵大臣ももう少し
進んで御研究下さらんと、日本政府が
保証すれば必ずワールド・パンクは貸
すんだという保証の意味は、危険を保
証するといふ意味ではなくして、円を
ドルにする法的機關を日本政府が作
る、且つ協約するといふことがワール
ド・パンクの規定になつていふように
承つております。この点だけ更に當
委員会においても、或いは発案者にお
いても、大蔵大臣においても、もう少し
御研究をお願いしたいと思います。

○説明員(佐々木義武君) 只今のお話
御尤もでございまして、実はこの法案
にありますが二十五條の外貨債務の保
証の点で、「一、会社の外貨で支拂なけ
ればならない債務について、保証契約
をすることができ、……」といふふうにな
つておりますのは、委員会のほうでも
大分問題になつたところございしまし
て、法制局とも十分相談いたしまし
て、外貨で支拂う債務というものは外
貨そのもので支拂うという保証のみであ
るのか、或いはその外貨を買入ための
円或いは円と外貨とのコンダアーティ
ブル、交換の問題まで保証するのか、
どの程度まで内容が入つておるのだと
いふことが今の松永さんのお話で非常
に重要な点だと思ひますが、この法案
では主たる債務は外貨で支拂う債務で
はありますけれども、その保証の実質
を活かすためには、その裏として当然

その裏となる円或いは円とドルと
の交換協約まで保証すると、こういう
ふうに広く解釈すべきだといふこと
になつております。

○委員外議員(下條恭兵君) 松永先生
にお尋ねしますけれども、そうすると
松永先生の御見解ですと、外資法によ
る対日投資の外貨の回収の方法とい
いますか、そういう道が開かれておる
で、政府の保証というものはワール
ド・パンクの場合、つまり元金なり利子
なりが日本の外資法の規定によつて回
收できるのだといふことがあるだけで、
特に政府が事業の危険負担の保証を求
めておるのじゃないと、こういう見解
を持つておられるわけですね。

○政府委員(松永安左衛門君) 大体さ
うでございまして。それからいま一つ
ついでに福田さんのお話のうちに、公
納金を、会社は旧來の債務の償還が残
つておるから、これは困難であるとい
うことは御尤もであります。御尤もで
ありますけれども、これは絶対困難で
ある意味ではなくして、やはり條件附
の問題であります。日本の電力会社
の外債は、私どもも、私もといふのは
東邦電力の借りました分も東京電力の
借りました分も、そのほか共々政府
が肩替りいたしましたして、目下政府債務
となつておりました。九電力会社の今
日の資産においては外国に對する債務
は一厘もないことになつております。
然らば抵当法においてはそれがまだ抹消
されてない場合はどうなるかといふ
問題が起るのであります。これは只
今恐らくはアメリカにおられる財務官
そのほかがこの抵当を抹消するのであ
るか、或いは抹消しないのでそのま
ま政府が十数年に亘つて電力社債並びに

債は自分で支拂うということによつ
て、このインデントチュアによります
物上担保といふものは、この話の付
いたと共に消滅するのでないかといふ
意見が學者の間に多数あります。又さ
うにアメリカの通信でも承つており
ます。でありますから、これは少くも
福田さんの言われるように、條件附の
ものであり、且つ研究すべきものであ
ります。九つの会社といへども例え
ば九山のダム十キロを今関西でやつ
ておりますが、二カ年半を期して急
いでおりますが、非常に資金の不足
を訴えております。これは無論政府に
お願いして幾分御補助願ひたいと関西
電力も思ひ、公益委員会もさう思つ
ております。これは或いはさういふ問
題が本年或いは来年解決しない限り
は、木曾川の電力開墾地点、水利権は
共に大同電力の外債に属してあります
ので、問題は残つておりますけれども、
不可能であるといふふうには私ども
も外債締結當時において、並びに戦争
があつたために外債が政府に肩替りさ
れた今日において、全然不可能なりと
いふ見解は持つておりません。できる
だけ大蔵當局においてかかる問題は解
決されて、さうして関西電力あたりが
再開すべき電力地点については、や
はり外債が入るようには御盡力を願ひ
たいと公益委員会においては苦慮いた
しております。それから外債に全く関係
のない所は北海道であります。次に東
北であります。四国であります。九州
であります。これらの所は全く外債関
係はありませんが、上群十萬キロの
電力開墾は、九州の電力事情では
外債を必要といたしますので、目下
OCIに調査を委託し、及びこの調査

書により、電力計画により、九州電力自身が上推案を担保とし、或いは他の担保を以て外資を導入することにつきまして、目下書類を作り、その運動をいたしております。これも御承知の通り九州の電力の開発を非常に急いでおります事情におきまして、やはり外資を必要といたしますが、九州のごとき、四国のごときは何ら外債関係に抵当権の関係は一つありませんということだけは言明して置きます。

○委員外議員(下條審兵衛) 福田さん、どうも大分松永先生と見方が違っているようですが、この私の手許にある資料を見ても、国が保証しなくちやしようがないだろうと思ふような国に對する貸出しが非常に多いわけです。従つて私は常識的に考へて、どこに國があるかわからんような、ニカラグワだとか、ウルグワイとか、そんなところならば、それはワールド・バンクでなくとも政府の保証が必要でありました。けれども、日本の場合は大分松永先生の言われるような方向で行けるじやないですか。

○衆議院議員(福田一君) 私はこの前もちよつと申し上げたのですが、道がないう意味と、それからどちらのほうかやさしいかという意味と、これを考へなければいけないと思ひます。だから方法論というものがいろいろある場合に、政治というものは、一番やりやすい方法をやられたらいいと思ふ。私は決して國の保証がなければ外資は入りませんというところは、私一度も申し上げていない。國の保証があるか、或いは中央金庫或いはこれに準ずるものの保証がないとできないのですということをしば、申上げておるわけでありませ

す。私は國の保証がなければできないというところは一度も申し上げておりません。限定はしておりません。だからその点は少しも違つておらないわけですから、今松永さんの言われたように、電力外資のいわゆる旧外債が片付いて、電力会社でも外資が入るようになり、今の既設の電力会社でも外資が入るようになり、政府が全面的に努力すべきだと思ひます。それをやらなければならぬ。そういうようにすべきで、どちらになさつてもよろしい、外債はできる。特殊会社にも又九つの電力会社にも入るようになり、必要である。これは日本の國のために必要である。ですからそういたすべきであると思ふ。

それから、今松永さんが言われたように、電力外資のいわゆる旧外債が片付いて、電力会社でも外資が入るようになり、今の既設の電力会社でも外資が入るようになり、政府が全面的に努力すべきだと思ひます。それをやらなければならぬ。そういうようにすべきで、どちらになさつてもよろしい、外債はできる。特殊会社にも又九つの電力会社にも入るようになり、必要である。これは日本の國のために必要である。ですからそういたすべきであると思ふ。それから、今松永さんが言われたように、電力外資のいわゆる旧外債が片付いて、電力会社でも外資が入るようになり、今の既設の電力会社でも外資が入るようになり、政府が全面的に努力すべきだと思ひます。それをやらなければならぬ。そういうようにすべきで、どちらになさつてもよろしい、外債はできる。特殊会社にも又九つの電力会社にも入るようになり、必要である。これは日本の國のために必要である。ですからそういたすべきであると思ふ。

ん。そういう意味のことはちつとも言わない。私は電力会社にも入るようになりたいものであるし、入るようになればいいと思つておる。併しこの場合において、只見とか、天龍とか或いは熊野とか、吉野とかという所に個々別々に作つてやるやり方と、又一社を作つてやるやり方と、どちらが一番早いだろうかというところになります。今松永さんの言つておられるようなやり方にすれば、これは民間会社になる。併し民間会社の場合よりも今までの実例がこれを示しておるから特殊会社の場合がよいやないか、こゝ申上げておる。私は松永さんが今言われるような御意見を持つておられるならば、実例を以て、或いは又復文書を以てそれを示される義務があると思つております。そうすればそれがはつきりいたします。私たちが今あなたの方のお手許にも差出してありますけれども、実例で以てこゝなつておるからと言つておる。私は理論はやはり根拠というものがなければいけない、その根拠に基いて説明するのでなければ正しくないと思ふのであります。私たちはその数字を示して、今までの実例がガバメント・コオポレーションのほうが入りやすいようになつておるから、私たちはやはりやりやすいような形に持つて行つて外資の導入を急いでおるのだ、こゝ申上げた。若し松永さんの御意見がその通りであるとすれば、むしろ私は松永さんから具体的な数字、或いは具体的な往復文書を以てこれを示して頂きたいと思ひます。

○説明員(佐々木義武君) ちよつと御説明申上げたのですが、下條さんの外資法による保証と申しますのは、これは元金利子の送金そのものを保証するのであります。送金の元になる元金利子発生と申しますか、それ自体を保証するというところにはなつておりませんので、その点は御理解を願ひます。○委員外議員(下條審兵衛) 私はその前提に立つて話しておる。○説明員(佐々木義武君) もう一つは、國際開發銀行の中で貸付けけるケースはいろいろありますけれども、復興開發銀行の定款の中にもはつきり貸付保証を謳つておりますが、それは福田さんがおつしやる通りであります。それから電力の中で貸しておる分は政府に直接貸しておる分と、それからそれ以外に全部政府が保証して貸しておる分がございます。ただ政府が保証しておる分の中で、その内訳を見ますと、どういふ構成になつておるかということとは、福田さんがさつき申上げた通りでございます。殆んど政府關係機關で民営が一件という工合に私の調査できております。従ひまして、何れにいたしましても、政府並びに政府に準ずる機關が保証するということが貸付の決定要件になつておることは間違いないようでございます。○委員外議員(下條審兵衛) 私はさつき松永先生に念を押しましたのは、今言つたように、日本の円資金で獲得した利益の配当なり、元金の回収なりをドルに替へることは、外資法で保証されるのですが、それだけで十分だとお考へなですか、こゝ聞いたのです。が、そらだと言われるならば、福田さんとは根本的に見解が違つておる、こゝういふふうに私申上げたわけですから、今の安本の資料というものは私実は相当古

いのしか持つておりませんが、極く最近の資料はあります。

○説明員(佐々木義武君) あります。

○委員外議員(下條審兵衛) もう一つお尋したいのは、最近になつてからワールド・バンクの貸出の方針その他が變つて来たというふうなことはございせんか、極く最近。

○説明員(佐々木義武君) 復興銀行の貸出方針が變つたということは全然承知しております。輸出入銀行が従来の貸付方針に對して若干の変更を加えたか、加える意圖を持つておるかといつたような話は若干聞いております。

○政府委員(松永安左衛門君) 福田さんが今いろいろ証書類を見せろというお話ですが、証書類を出すまでもなく、信濃川のお話を福田さんの御記憶から喚び戻されると思うわけのことだと思ひますが、あれは國がやつた、即ち日本政府の鐵道局が信濃川の工事をやつたのであります。私の記憶によると、工事を急いでおりながら十二年間かかつております。その後昭和十七年か十六年と思ひますが、東京電力が少し地点の悪い所を、飯山鐵道の線路を改良して、向うの信州方面から物資を運んで不便な場所をやつたにかかわらず、三年何々月で東京電力は十七万キロですか、殆んど國鉄をやつたものの数字より二万キロばかり大きいものを約七、八年で同じような請負人が關係しておりながらやつておるのです。この点はその当時の工事に關係のあつた衆議院の村上勇君が親しく觀察もし、工事に關係もあつたことでもありますが、私の証書類よりも御友人の村上君によくお聞き下さるほうが間違いないと思ひます。即ち政府の仕事が暇が

要ることは、これは止むを得ないことで、尤もなことでありまして、我々はそう悠長にやつておりますと、政府のよう金利の要らないものと違つて、金利を食いますので、どうしても仕事を早く仕上げんらん必要上、従つて仕事を促進することになり勝ちであります。いろ／＼証拠書類とかむずかしいことより、どうぞ御友人のその当時の御関係者にお問合せを一つ願いたいと思います。

○委員外議員(下條義兵君) 散会したらどうですか。

○衆議院議員(福田一君) ちよつと松永さんに申し上げますが、問題の焦点が違つておるようでありますから、又……もうよろしくございます。

○理事(郵船一君) 外資についてもいろんな形がありますから、その点で答弁側の意見が大分本日は賑やかになりました。公益事業委員会にちよつと申上げておきますが、先週末OCIの報告の原本の字を五、六部お送り下さつたという報告がありました。調べましたところ当委員会に来ておりませんので、お出し願いたいと思ひます。本日はこれを以て散会いたします。次回は明日の午前十時から開くことにいたします。

午後四時三十五分散会

昭和二十七年六月二十六日印刷

昭和二十七年六月二十七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所